

令和4年度版

(令和3年度実績)

# すぎなみの国保



令和4年11月

杉並区保健福祉部国保年金課



# 目 次

1. 事務機構	
(1) 事務分掌	1
(2) 係別職員数の状況	3
2. 運営協議会	
(1) 運営協議会	4
(2) 開催状況	4
(3) 委員名簿	5
3. 被保険者	
(1) 被保険者加入状況	6
(2) 年度平均被保険者数	7
(3) 年齢階層別被保険者	8
(4) 年齢階層別人口分布図	9
(5) 資格取得状況	10
(6) 資格喪失状況	10
(7) 外国人国民健康保険加入状況	11
(8) 高齢受給者証	12
4. 保険給付	
(1) 療養給付費	13
(2) 療養費	15
(3) 移送費	16
(4) 高額療養費	17
(5) 高額介護合算療養費	19
(6) 出産育児一時金	20
(7) 葬祭費	20
(8) 結核・精神医療給付金	21
(9) 傷病手当金	21
(10) 不当利得収納状況	22
(11) 損害賠償請求返還状況	22
(12) 一部負担金減免処理状況	23
(13) 東日本大震災被災者の一部負担金等免除及び概算請求等処理状況	23
(14) 保険給付の適正化	24
5. 高額療養費資金及び出産費資金貸付制度	
(1) 高額療養費資金貸付	26
(2) 出産費資金貸付	26
(3) 基金	26

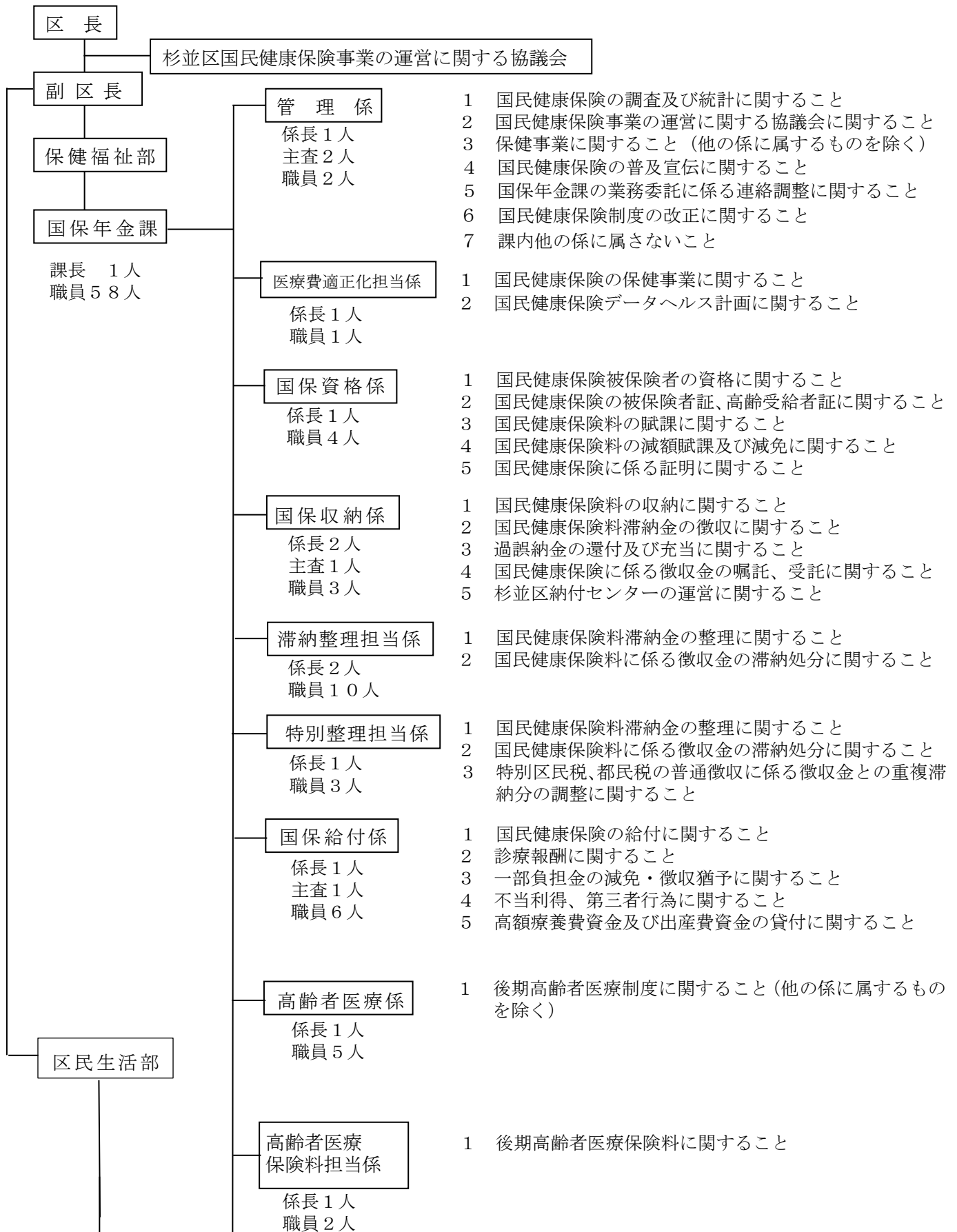
6. 保険料	
(1) 保険料率等年度別の推移	27
(2) 保険料収納状況	28
(3) 保険料収納率の推移	29
(4) 均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合（当初賦課）	30
(5) 保険料（現年分）負担額状況	31
(6) 保険料（均等割額）減額賦課状況	31
(7) 保険料一般減免状況	31
(8) 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免の状況	31
7. 国保財政	
(1) 令和3年度決算収支状況	32
(2) 国保財政状況	34
(3) 1世帯当り費目別状況	35
(4) 被保険者1人当り費目別状況	36
8. 保健事業	
(1) 特定健康診査・特定保健指導	38
(2) 特定健康診査受診勧奨、特定保健指導利用勧奨	38
(3) 郵送型簡易血液検査事業	38
(4) 糖尿病医療機関受診勧奨	39
(5) 糖尿病腎症等重症化予防プログラム事業	39
(6) 適正な受診・服薬の促進	39
(7) 生活習慣病早期介入事業	39
(8) 生活習慣病予防イベント	39
(9) すぎこく健康チャレンジ事業	40
(10) 提携保養施設	40
(11) 温泉センター割引利用券の配布	40
(12) 医療費通知	40
9. 趣旨普及	
(1) 国保だより	41
(2) パンフレット	41
(3) ポスター	41
(4) 事業概要(すぎなみの国保)	41
10. 国保年金課業務の外部委託の概要	42
11. 国保のあゆみ	43

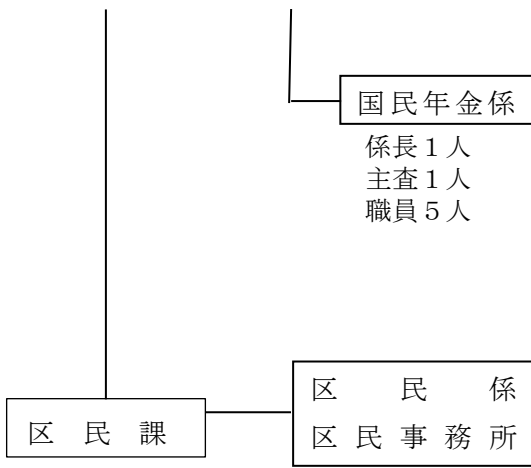
\*参考資料 令和3年度事業年報

# 1. 事務機構

(1) 事務分掌

(令和4年4月1日)





- 1 国民年金被保険者の資格に関すること
- 2 国民年金保険料の免除等に関すること
- 3 国民年金の給付に関すること
- 4 福祉年金に関すること
- 5 年金生活者支援給付金に関すること
- 6 特別障害給付金に関すること

- 1 国民健康保険被保険者の資格の取得、喪失に関すること
- 2 国民健康保険被保険者証に関すること
- 3 出産育児一時金、葬祭費等の支給に関すること
- 4 国民健康保険料の収納に関すること

(2) 係別職員数の状況

	管理係	運営調整担当係長	医療費適正化担当係長	国保資格係	国保収納係	滞納整理担当係長	特別整理担当係長	国保給付係	高齢者医療係	後期高齢者医療準備担当係長	高齢者医療保険料担当係長	高齢者保健事業調整担当係長	国民年金係	計
昭59.7.1	7			22	26	6		14						75
平 1.4.1	6			21	25	7		16						75
6.4.1	6			21	29	3		18						77
10.4.1	6			20	28	3		16						73
12.4.1	5			20	28	3		16						72
13.4.1	5			21	30	3		16						75
14.4.1	6			20	31	3		16						76
15.4.1	6			20	24	6	1	17	18					92
16.4.1	6			20	25	5	1	17	18					92
17.4.1	6			20	25	5	1	17	18				17	109
18.4.1	6			20	25	5	1	15	18				18	108
19.4.1	9		1	21	28	2	1	15	15	2			16	110
20.4.1	7		1	21	25	2	1	15	19				17	108
21.4.1	7		1	19	25	2	1	15	18				16	104
22.4.1	7		1	19	26	2	1	17	17				16	106
23.4.1	7		1	20	24	2	1	16	17				16	104
24.4.1	7		1	19	24	2	1	16	16				16	102
25.4.1	7		1	19	24	2	1	16	16				15	101
26.4.1	7		1	19	23	2	1	15	16		1		15	100
27.4.1	7		1	19	23	2	1	15	16		1		15	100
28.4.1	7	1	1	19	23	2	1	15	16		1		15	101
29.4.1	6	1	1	5	16	2	1	15	15		1		15	78
30.4.1	6	1	1	5	17	2	1	9	9		1		6	58
31.4.1	6		1	6	17	2	1	8	9		1		4	55
令 2.4.1	6		1	6	17	2	1	8	9		1	1	4	56
3.4.1	6		1	6	18	2	1	8	9		1		6	58
4.4.1	7		1	5	19	2	1	8	8		1		7	59

※課長は管理係に含む

## 2. 運営協議会

### (1) 運営協議会

杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第11条の規定に基づいて設置された区長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、区長の諮問に応じて審議します。

#### 審議事項

- ア 国民健康保険に係る条例規則等の制定及び改廃に関すること
- イ 療養の給付の充実及び改善に関すること
- ウ 保険料の賦課徴収方法に関すること
- エ 前各号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

#### 委員構成(定員20名)

- ア 被保険者を代表する委員 6人
- イ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
- ウ 公益を代表する委員 6人
- エ 被用者保険等被保険者を代表する委員 2人

### (2) 開催状況

#### 令和3年度

第 1 回	R3. 4. 28	1	新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入の下がった被保険者等に対する国民健康保険料の減免について(諮問)
第 2 回	R4. 2. 21	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

#### 令和2年度

第 1 回	R2. 5. 18	1	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
第 2 回	R2. 11. 11	1	延滞金の取り扱いに関する国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
第 3 回	R3. 2. 19	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

#### 令和元年度

第 1 回	R2. 2. 26	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)
第 2 回	R2. 3. 24	1	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について(諮問)

#### 平成30年度

第 1 回	30. 11. 13	1	平成30年度国民健康保険事業の状況について(報告)
		2	平成30年第2回区議会定例会に提出された「議員提出議案第2号杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例」について(報告)
第 2 回	31. 2. 21	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

#### 平成29年度

第 1 回	29. 10. 23	1	平成30年度国民健康保険制度改革について(報告)
第 2 回	30. 2. 21	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

#### 平成28年度

第 1 回	29. 1. 31	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)
-------	-----------	---	------------------------

#### 平成27年度

第 1 回	28. 1. 29	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)
-------	-----------	---	------------------------



## (3) 委員名簿

(令和4年3月31日現在)

代 表	氏 名	備 考
被保険者を 代表する委員	中田 良一	杉並区国民健康保険被保険者
	安藤 和博	杉並区国民健康保険被保険者
	石黒 晴一	杉並区国民健康保険被保険者
	大久保 久美子	杉並区国民健康保険被保険者
	野積 優	杉並区国民健康保険被保険者
	村本 紀子	杉並区国民健康保険被保険者
保険医又は 保険薬剤師を 代表する委員	稲葉 貴子	医師会会長
	継 仁	医師会副会長
	水嶋 淳一	医師会理事
	山内 豪之	歯科医師会会長
	佐々木 高彦	歯科医師会副会長
	匂坂 光秀	薬剤師会会長
公益を代表 する委員	安斉 あきら	区議会議員（区議会保健福祉委員会委員長）
	松本 みつひろ	区議会議員（区議会保健福祉委員会副委員長）
	矢野 史朗	杉並区町会連合会常任理事
	庄司 玉緒	杉並区商店会連合会副会長
	井口 順司	杉並区社会福祉協議会常務理事
	中島 洋	杉並区民生委員児童委員協議会 阿佐谷地区会長
被用者保険等 保険者を 代表する委員	長澤 猛	電子回路健康保険組合 常務理事
	小泉 景一	立正佼成会健康保険組合 常務理事

### 3. 被保険者

#### (1) 被保険者加入状況

区人口			被保険者数等					国保加入率	
年月日	世帯数	人員	加入	被保険者	一般	退職	老人保健	世帯	人員
			世帯数	総数	被保険者	被保険者等	医療対象者		
	世帯	人	世帯	人	人	人	人		
34. 12. 1	128,197	464,092	35,048	99,441	99,441	-	-	27.34%	21.43%
35. 4. 1	131,876	471,777	35,723	99,596	99,596	-	-	27.09%	21.11%
40. 4. 1	197,419	519,824	42,244	107,660	107,660	-	-	21.40%	20.71%
45. 4. 1	205,911	520,357	55,321	128,750	128,750	-	-	26.87%	24.74%
50. 4. 1	223,804	531,374	67,656	152,251	152,251	-	-	30.23%	28.65%
55. 4. 1	225,140	518,962	75,271	158,300	158,300	-	-	33.43%	30.50%
60. 4. 1	235,275	519,145	82,162	158,302	126,352	9,298	22,652	34.92%	30.49%
2. 4. 1	248,600	521,570	92,173	161,711	121,217	11,968	28,526	37.08%	31.00%
7. 4. 1	257,428	512,328	100,855	166,764	118,945	12,299	35,520	39.18%	32.55%
12. 4. 1	270,999	513,180	118,657	186,334	125,728	14,139	46,467	43.79%	36.31%
17. 4. 1	287,106	524,819	131,718	202,240	134,373	20,886	46,981	45.88%	38.54%
22. 4. 1	302,099	539,211	106,061	154,559	150,206	4,353	-	35.11%	28.66%
27. 4. 1	307,131	549,998	102,093	145,033	142,045	2,988	-	33.24%	26.37%
28. 4. 1	311,632	555,897	100,516	140,902	138,765	2,137	-	32.25%	25.35%
29. 4. 1	316,152	562,065	97,411	134,604	133,397	1,207	-	30.81%	23.95%
30. 4. 1	319,995	566,551	94,685	128,936	128,422	514	-	29.59%	22.76%
31. 4. 1	324,066	571,512	92,803	124,909	124,805	104	-	28.64%	21.86%
2. 4. 1	327,480	576,093	90,309	120,679	120,679	0	-	27.58%	20.95%
3. 4. 1	326,249	573,375	88,456	117,535	117,535	0	-	27.11%	20.50%
4. 4. 1	325,481	570,925	85,881	113,141	113,141	0	-	26.39%	19.82%

注1 区人口は外国人住民を含む。

注2 老人保健医療対象者は平成20年4月後期高齢者医療制度へ移行。

## (2) 年度平均被保険者数

年 度	世帯数	被 保 険 者 総 数 A	一 般 被 保 険 者 B	退 職 被 保 険 者 等 C	老 健 医 療 対 象 者 D	左の構成割合		
						B / A	C / A	D / A
	世帯	人	人	人	人			
35	37,002	101,244	101,244	—	—	100.00%	—	—
40	42,781	108,787	108,787	—	—	100.00%	—	—
45	57,321	132,886	132,886	—	—	100.00%	—	—
50	68,649	153,399	153,399	—	—	100.00%	—	—
55	76,032	157,927	157,927	—	—	100.00%	—	—
60	83,858	159,942	126,624	10,076	23,242	79.17%	6.30%	14.53%
2	92,527	160,726	119,446	12,079	29,201	74.32%	7.51%	18.17%
7	102,494	170,208	120,541	12,825	36,842	70.82%	7.53%	21.65%
12	120,850	189,239	127,297	14,374	47,568	67.27%	7.60%	25.14%
17	133,128	203,602	136,299	21,310	46,090	66.94%	10.47%	22.64%
22	106,536	155,054	150,420	4,634	—	97.01%	2.99%	—
27	101,636	143,230	140,701	2,529	—	98.23%	1.77%	—
28	99,470	138,294	136,649	1,645	—	98.81%	1.19%	—
29	96,340	131,930	131,112	818	—	99.38%	0.62%	—
30	94,246	127,424	127,132	292	—	99.77%	0.23%	—
元	91,847	122,955	122,909	46	—	99.96%	0.04%	—
2	89,713	119,546	119,546	0	—	100.00%	0.00%	—
3	87,369	115,649	115,649	0	—	100.00%	0.00%	—

注1 端数処理の関係で、AとB・C・Dの合計が一致しない場合がある。

注2 老人保健医療対象者は平成20年4月後期高齢者医療制度へ移行。

## (3) 年齢階層別被保険者

(令和4年4月1日現在)

区分 年齢	区人口			被保険者内訳				
	男	女	計	男	女	計	構成比	加入率
	人	人	人	人	人	人		
0～4	10,365	10,069	20,434	805	795	1,600	1.41%	7.83%
5～9	10,559	10,100	20,659	896	858	1,754	1.55%	8.49%
10～14	9,963	9,457	19,420	1,014	940	1,954	1.73%	10.06%
15～19	9,610	9,368	18,978	1,110	1,095	2,205	1.95%	11.62%
20～24	16,300	17,769	34,069	3,146	3,300	6,446	5.70%	18.92%
25～29	22,252	24,037	46,289	3,903	3,913	7,816	6.91%	16.89%
30～34	21,366	21,980	43,346	3,679	3,317	6,996	6.18%	16.14%
35～39	22,244	22,170	44,414	3,998	3,343	7,341	6.49%	16.53%
40～44	22,313	22,253	44,566	4,224	3,445	7,669	6.78%	17.21%
45～49	22,838	23,766	46,604	4,404	3,941	8,345	7.38%	17.91%
50～54	21,932	22,806	44,738	4,572	4,288	8,860	7.83%	19.80%
55～59	18,732	18,764	37,496	4,081	4,162	8,243	7.29%	21.98%
60～64	14,758	14,984	29,742	3,974	5,194	9,168	8.10%	30.83%
65～69	12,379	13,049	25,428	5,679	7,734	13,413	11.86%	52.75%
70～74	13,851	15,895	29,746	8,931	12,380	21,311	18.84%	71.64%
75～79	9,702	12,565	22,267	6	14	20	0.02%	0.09%
80～84	7,197	11,152	18,349	0	0	0	0.00%	0.00%
85～89	4,811	9,278	14,089	0	0	0	0.00%	0.00%
90～94	2,061	5,359	7,420	0	0	0	0.00%	0.00%
95以上	545	2,326	2,871	0	0	0	0.00%	0.00%
合計	273,778	297,147	570,925	54,422	58,719	113,141	100.00%	19.82%
60以上	65,304	84,608	149,912	18,590	25,322	43,912	38.81%	29.29%
65以上	50,546	69,624	120,170	14,616	20,128	34,744	30.71%	28.91%
70以上	38,167	56,575	94,742	8,937	12,394	21,331	18.85%	22.51%

注1 75～79までの人数は4月1日及び4月2日に75歳の誕生日を迎えた者を含む。

注2 区人口は外国人住民を含む。

(4) 年齢階層別人口分布図

(令和4年4月1日現在)

杉並区全体と国民健康保険被保険者の年齢階層別人口分布比較



(5) 資格取得状況

年 度	転入		組回国保から		社会保険から		生活保護から		出生		その他		計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
29	12,199	15,071	438	882	13,030	21,830	140	186	-	494	1,839	1,641	27,646	40,083
30	12,015	14,705	398	709	13,547	21,898	140	208	-	458	1,679	1,621	27,779	39,599
元	11,226	13,502	417	852	13,689	21,794	159	245	-	431	1,666	1,739	27,157	38,563
2	-	10,492	-	741	-	21,203	-	150	-	368	-	730	24,955	33,684
3	-	8,540	-	427	-	16,346	-	118	-	332	-	368	21,343	26,131

※令和3年1月に移行したシステムでは、世帯数の内訳が抽出できないため、令和2年度から「計」のみを計上。

参考(年度平均)

年度	全世帯数		全被保険者数	
	世帯	人員	世帯	人員
29	96,340	131,930		
30	94,246	127,424		
元	91,847	122,955		
2	89,713	119,546		
3	87,369	115,649		

(6) 資格喪失状況

年 度	転出		組回国保へ		社会保険へ		生活保護へ		死亡		その他		計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
29	9,309	12,549	701	1,295	15,236	25,665	389	496	410	646	4,266	5,032	30,372	45,751
30	9,287	12,221	594	1,158	14,389	23,663	359	477	363	634	4,669	5,473	29,661	43,626
元	9,342	12,175	642	1,166	14,485	23,220	370	488	355	603	4,457	5,141	29,651	42,793
2	-	11,407	-	998	-	18,975	-	445	-	636	-	4,438	26,875	36,899
3	-	9,414	-	628	-	14,478	-	407	-	586	-	5,013	23,918	30,526

※令和3年1月に移行したシステムでは、世帯数の内訳が抽出できないため、令和2年度から「計」のみを計上。

資格得喪合計		異動率	
世帯	人員	世帯	人員
58,018	85,834	60.22%	65.06%
57,440	83,225	60.95%	65.31%
56,808	81,356	61.85%	66.17%
51,830	70,583	57.77%	59.04%
45,261	56,657	51.80%	48.99%

## (7) 外国人国民健康保険加入状況

(令和4年4月1日現在)

国 籍 名	外国人住民 (人)	被保険者 (人)	加 入 割 合	構 成 比
中 国	4,805	2,561	53.30%	34.84%
ネ パ ー ル	1,923	1,265	65.78%	17.21%
ベ ト ナ ム	1,214	782	64.42%	10.64%
韓 国	2,277	841	36.93%	11.44%
米 国	715	297	41.54%	4.04%
台 湾	740	247	33.38%	3.36%
フ ィ リ ピ ン	475	162	34.11%	2.20%
英 国	272	97	35.66%	1.32%
タ イ	209	107	51.20%	1.46%
ミ ャ ン マ ー	214	96	44.86%	1.31%
フ ラ ン ス	219	88	40.18%	1.20%
オ ー ス ト ラ リ ア	123	59	47.97%	0.80%
カ ナ ダ	140	49	35.00%	0.67%
イ ン ド ネ シ ア	175	45	25.71%	0.61%
イ タ リ ア	108	40	37.04%	0.54%
イ ン ド	102	39	38.24%	0.53%
ブ ラ ジ ル	107	41	38.32%	0.56%
ト ル コ	60	38	63.33%	0.52%
ロ シ ア	89	33	37.08%	0.45%
ス リ ラ ン カ	47	30	63.83%	0.41%
ド イ ツ	67	27	40.30%	0.37%
バ ン グ ラ デ シ ュ	40	27	67.50%	0.37%
朝 鮮	115	26	22.61%	0.35%
マ レ ー シ ア	67	21	31.34%	0.29%
ス ペ イ ン	56	24	42.86%	0.33%
モ ン ゴ ル	56	30	53.57%	0.41%
ス ウ ェ ー デ ン	32	16	50.00%	0.22%
シ ン ガ ポ ー ル	37	13	35.14%	0.18%
メ キ シ コ	39	16	41.03%	0.22%
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	39	6	15.38%	0.08%
無 国 籍	7	1	14.29%	0.01%
そ の 他 の 国	462	226	48.92%	3.06%
合 計	15,031	7,350	48.90%	100.00%

\* 医療保険の社会保障協定国・・・アメリカ、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ、スイス、ハンガリー、ルクセンブルク

\* 平成29年度からは中国、台湾、韓国、朝鮮それぞれのデータを掲載する。(平成28年度までは中国は台湾を含んだもの、韓国及び朝鮮は合算していた。)

(8) 高齢受給者証

70歳の誕生日の翌月1日（1日生まれの方はその月1日）から後期高齢者医療制度に該当するまでの方に、「高齢受給者証」を交付しています。医療機関受診の際は、被保険者証とあわせて提示していただきます。

負担割合は、同一世帯内の70歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、前年度所得を基に2割又は3割を判定します。

毎年、8月1日に更新し、負担割合も再判定します。

高齢受給者証交付状況 (令和4年4月1日)

一般	一定以上所得者	合計
2割負担	3割負担	
17,394人	3,637人	21,031人

注 昭和19年4月1日以前生まれの被保険者の特例措置(1割負担)は、すべて後期高齢者医療制度へ移行したため終了。



## 4. 保険給付

### (1) 療養給付費

#### ① 療養の給付

##### ア 範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他の治療
- ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・保険外併用療養費

保険医療機関での、評価療養(高度医療技術を用いた等の療養であり、厚生労働大臣が定めるもの)又は選定療養(特別な病室の提供、その他厚生労働大臣が定める療養)のうち、基礎的な診療部分について支給します。

##### イ 一部負担金の割合

- ・義務教育就学前:2割
  - ・70歳未満(義務教育就学前を除く):3割
  - ・70歳以上:2割
- (所得により3割。また、2割と判定された方の内、昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割)

##### ウ 療養の給付の方法

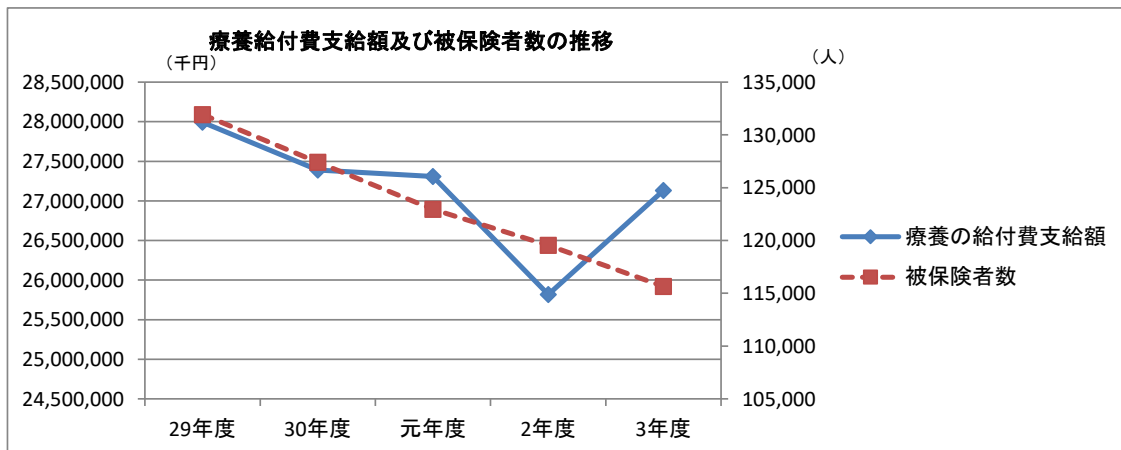
被保険者は保険医療機関等に被保険者証を提示し、診療を受け、一部負担金を支払います。保険者は医療費の総額から一部負担金を除いたものを、療養給付費として保険医療機関等に支払います。

療養給付費支給状況

年 度	件 数	支 給 額	前年比
	件	円	%
29	2,000,630	27,993,513,774	99
30	1,948,085	27,390,448,336	98
元	1,892,301	27,307,188,225	100
2	1,657,295	25,817,679,897	95
3	1,767,463	27,130,713,899	105

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)



② 入院時食事療養費及び入院時生活療養費

入院時の食事に要した費用のうち、被保険者が負担する標準負担額を控除した額を、入院時食事療養費として支給します。同様に特定長期入院被保険者(療養病床への入院等により、療養の給付を受ける65歳以上の者)に生活療養費に要した費用について入院時生活療養費を支給します。所得や年齢、入院日数により標準負担額の減額制度があります。

入院時食事療養費の状況

年 度	件 数	日 数	費 用 額	支 給 額
	件	日	円	円
29	20,332	783,361	516,676,593	299,197,333
30	20,193	785,600	517,306,259	256,150,212
元	19,528	769,470	507,993,843	252,127,754
2	17,753	728,035	481,420,828	236,634,813
3	17,898	700,299	463,369,120	227,272,457

(事業年報)

③ 入院時食事療養費標準負担額差額支給

住民税非課税世帯の方が入院し、やむを得ない理由で減額認定の申請が遅れた場合、後日差額を現金給付します。

入院時食事療養費標準負担額差額支給状況

年 度	件 数	支 給 額
	件	円
29	20	43,550
30	7	15,800
元	7	12,950
2	13	66,850
3	29	72,300

※退職者医療制度該当分を含む

## (2) 療養費

### ① 範囲

- ・骨折やねんざなどで接骨院の施術を受けた場合
- ・医師の同意または診断によりはり・きゅう・マッサージの施術を受けた場合
- ・医師の同意または診断により補装具を作った場合
- ・やむを得ない理由で被保険者証が提示できない場合や、国保を扱っていない医療機関で診療を受けた場合
- ・海外療養費(旅行や出張などで急な病気や負傷のため海外で診療を受けた場合)

### ② 給付割合

療養の給付に準じる

### ③ 給付方法

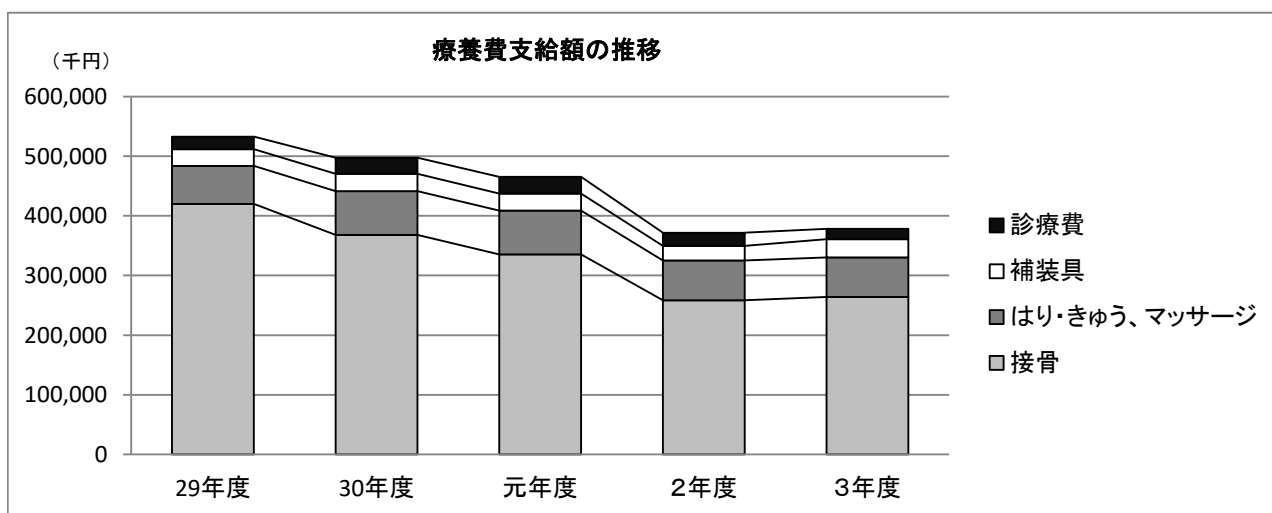
世帯主の申請に基づき、現金給付する

### 療養費支給状況

年 度	接 骨		はり・きゅう、マッサージ		補 装 具		診 療 費		合 計	
	件数	支 給 額	件数	支 給 額	件数	支 給 額	件数	支 給 額	件数	支 給 額
29	73,496	420,106,133	3,969	63,757,528	1,000	28,010,669	2,128	21,117,317	80,593	532,991,647
30	66,311	367,884,472	4,418	73,485,910	1,044	29,001,420	1,997	27,194,051	73,770	497,565,853
元	61,678	335,355,262	4,574	73,717,564	1,012	28,261,287	2,336	28,175,047	69,600	465,509,160
2	47,319	258,468,128	4,291	66,736,145	784	24,488,498	2,203	22,133,515	54,597	371,826,286
3	49,826	264,229,103	4,167	66,195,100	1,003	30,719,897	1,766	17,057,054	56,762	378,201,154

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)



### (3) 移送費

① 範囲

緊急かつやむを得ない理由で医師の指示により入院や転院などをするために自動車等を使用し、被保険者がその費用を負担した場合

② 給付する額

被保険者が負担をした額の内、保険適用が認められた部分

③ 給付方法

世帯主の申請に基づき、現金給付する

移送費支給状況

年 度	件 数	支 給 額
	件	円
29	0	0
30	0	0
元	0	0
2	0	0
3	0	0

(決算数値)

※退職者医療制度該当分を含む

#### (4) 高額療養費

世帯の国保加入者が、同じ月に医療機関等で支払った一部負担金の額(入院・外来、医科・歯科別)が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。ただし、70歳未満の方の場合には、1つの医療機関等での一部負担金の額(入院・外来、医科・歯科別)が、21,000円以上のものが、高額療養費の計算対象となります。

##### ① 70歳未満の方の自己負担限度額〔 〕は過去1年で4回目以降の多数回の限度額

○平成27年1月診療分以降

区 分	自 己 負 担 限 度 額
旧ただし書所得901万円超	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%〔140,100円〕
旧ただし書所得600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%〔93,000円〕
旧ただし書所得210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%〔44,400円〕
旧ただし書所得210万円以下	57,600円〔44,400円〕
住民税非課税世帯	35,400円〔24,600円〕

※旧ただし書所得…世帯の国保加入者の、総所得金額等から住民税基礎控除額を差し引いた額の合計  
 ※住民税の申告をしていない世帯員のいる世帯の方は、旧ただし書所得901万円超の区分となります。

##### ② 高齢受給者証対象者の自己負担限度額〔 〕は過去1年で4回目以降の多数回の限度額

○平成30年8月診療分以降

区 分	自 己 負 担 限 度 額	
	外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%〔140,100円〕	
現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上 690万円未満)	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%〔93,000円〕	
現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上 380万円未満)	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%〔44,400円〕	
一 般	18,000円	57,600円〔44,400円〕
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600円
	低所得Ⅰ	15,000円

※一定以上所得、現役並み所得Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ…課税所得が145万円以上の方がいる世帯。

ただし、申告により一般の限度額となる場合があります。

※一般の外来(個人単位)については、年間(8月から翌年7月の診療分)で144,000円の限度額が設けられました。

※低所得Ⅱ…世帯主と世帯の国保加入者(被保険者)全員が住民税非課税の世帯の方。

※低所得Ⅰ…世帯主と世帯の国保加入者(被保険者)全員が住民税非課税の世帯で、各人の公的年金収入が80万円以下で、かつその他の所得がない方。

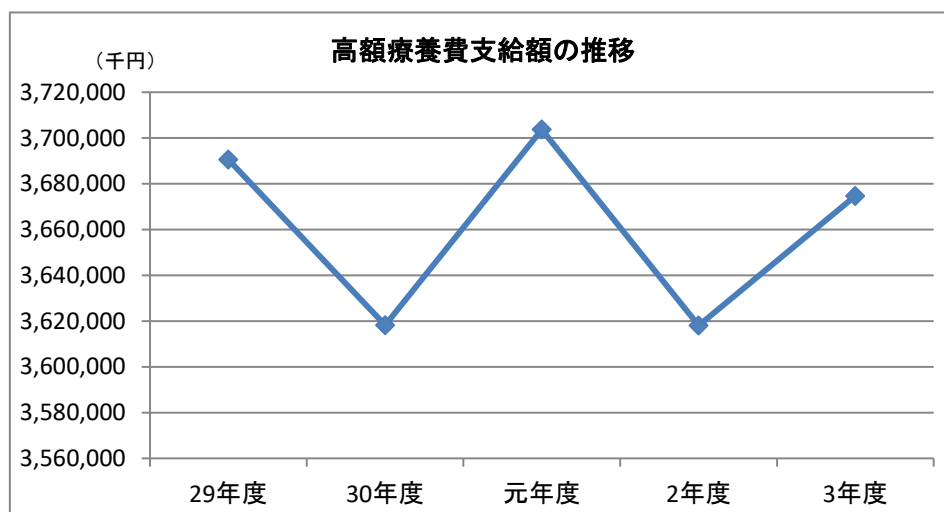
- ③ 人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る)の疾病で治療を続ける必要がある被保険者に特定疾病療養受療証を交付し、一部負担金が同一月内に10,000円を超えた場合、その超えた額について現物給付します(70歳未満の人工透析を必要とする慢性腎不全の方で、旧ただし書所得600万円超の世帯の方は 20,000円を超えた場合)。
- ④ 70歳未満の方及び70～74歳の住民税非課税世帯の方及び現役並み所得Ⅰ、現役並み所得Ⅱの方の高額療養費について、事前申請により「限度額適用認定証(非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証)」の交付を受け医療機関の窓口にて提示することにより、窓口での負担が高額療養費の自己負担限度額までとなります。

○高額療養費支給状況及び限度額適用認定証発行件数

年 度	件 数	高額療養費	1件当り 高額療養費	限度額適用認定証 発行件数
	件	円		件
29	64,273	3,690,533,358	57,420	6,249
30	61,982	3,618,157,970	58,374	6,497
元	63,143	3,703,674,123	58,655	6,607
2	60,709	3,618,033,300	59,596	6,126
3	64,304	3,674,629,668	57,145	6,209

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)



(5) 高額介護合算療養費

世帯内で1年間に負担した、医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。

医療保険と介護保険の自己負担額のいずれかが0円である場合や限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません。

①自己負担限度額

平成30年8月診療分からの自己負担限度額

年齢区分	所得等区分	医療保険+介護保険の自己負担限度額	
70歳未満の方がいる世帯	旧ただし書所得901万円超	212万円	
	旧ただし書所得600万円超～901万円以下	141万円	
	旧ただし書所得210万円超～600万円以下	67万円	
	旧ただし書所得210万円以下	60万円	
	住民税非課税世帯	34万円	
70～74歳の方がいる世帯	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	141万円	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	67万円	
	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	31万円
		低所得Ⅰ	19万円

②高額介護合算療養費支給状況

年度	件数	高額介護合算療養費	1件当り高額介護合算療養費
	件	円	円
29	231	8,255,784	35,739
30	435	17,363,459	39,916
元	229	6,872,439	30,011
2	235	7,193,742	30,612
3	244	7,374,030	30,221

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)

## (6) 出産育児一時金

被保険者が出産したときに、出生児1名につき42万円を支給します。妊娠85日以上の子死産や流産でも支給されます。出産育児一時金の支給は、次の①～③のいずれかの方法によります。

### ① 直接支払制度

被保険者が医療機関等に手続きをし、東京都国民健康保険団体連合会を通して区から医療機関等に出産育児一時金を支払う方法。

### ② 受取代理制度

医療機関等の記名・押印を受けた申請書を世帯主が区に提出することで、医療機関等が出産育児一時金を世帯主の代理として受取る方法。区は、医療機関等からの出生の報告を受け、医療機関等に対して出産育児一時金を支払う。

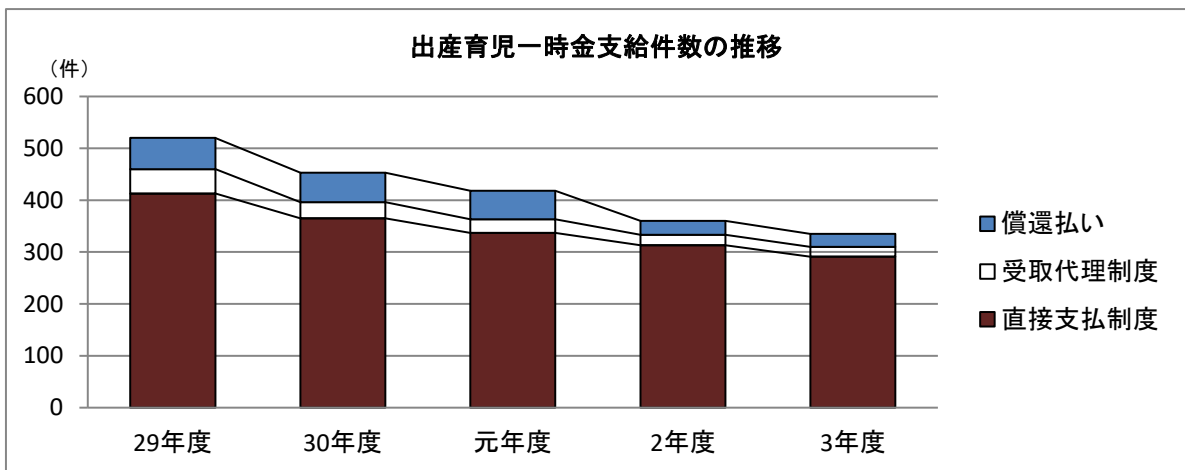
### ③ ①及び②以外(償還払い)

出生後に、世帯主からの請求により、世帯主へ支給する方法。

出産育児一時金支給状況

年 度	件 数	金 額	内、直払い件数、割合		内、受取代理件数、割合	
			件	割合	件	割合
29	520	218,356,060	413	79.4%	47	9.0%
30	453	190,557,700	365	80.6%	31	6.8%
元	418	176,231,608	337	80.6%	26	6.2%
2	360	150,974,800	313	86.9%	20	5.6%
3	335	140,786,380	291	86.9%	19	5.7%

(決算数値)



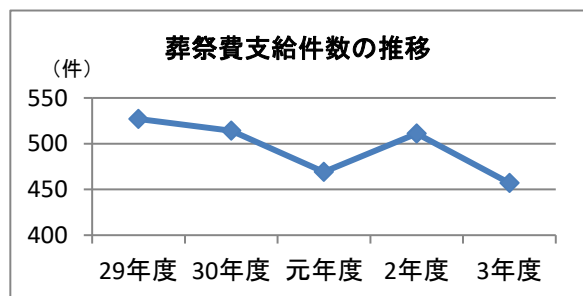
## (7) 葬祭費

被保険者が亡くなり葬儀を行ったときに、葬儀執行者の申請により支給します。支給額は7万円です。

葬祭費支給状況

年 度	件 数	金 額
29	527	36,890,000
30	514	35,980,000
元	469	32,830,000
2	511	35,770,000
3	457	31,990,000

(決算数値)





## (8) 結核・精神医療給付金

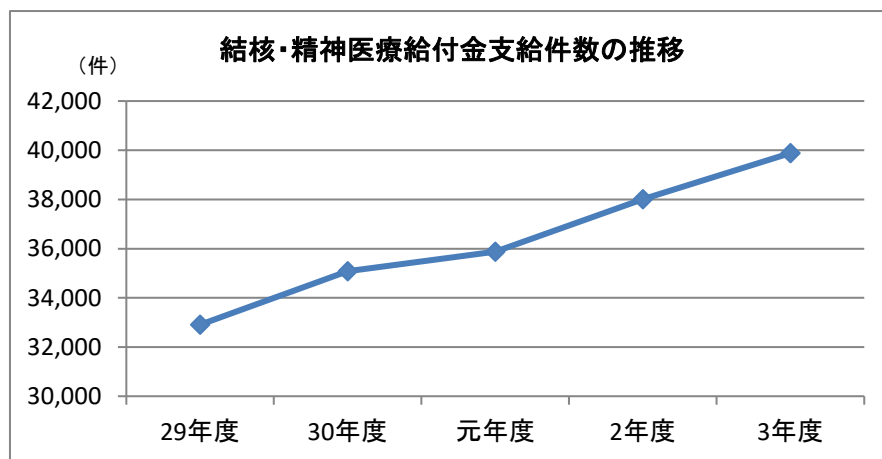
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核医療を受けている住民税非課税者に対し、医療費の5%を支給します。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく医療費助成を受けている住民税非課税世帯の方に対し、自立支援医療(精神通院医療)制度による医療費の月ごとの自己負担上限額までを支給します。

都内医療機関の場合には、申請により区が被保険者に交付した国保受給者証を窓口に提示することで現物給付されます。また、都外医療機関の場合には、償還払いにより支給します。

結核・精神医療給付金支給状況

年 度	件 数	支 給 額	国保受給者証交付件数	
			結核医療	精神医療
	件	円	件	件
29	32,909	40,141,589	28	2,509
30	35,088	41,609,274	17	2,589
元	35,882	42,270,757	23	2,696
2	38,011	45,073,029	15	1,894
3	39,884	47,752,343	12	2,873

※退職者医療制度該当分を含む（決算数値）



## (9) 傷病手当金

被保険者で給与等の支払を受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき、療養のため労務に服することができない場合に支給します。

傷病手当金支給状況

年 度	件 数	支 給 額
	件	円
2	50	3,135,269
3	132	11,307,900

(10) 不当利得収納状況

国民健康保険の資格が無い人の保険使用について費用の返還を求めたもの

年 度	調定額		収納額		未済額	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	円	件	円	件	円
29	5,030	78,308,566	1,199	25,950,354	3,831	52,358,212
30	4,365	77,871,307	1,459	24,356,563	2,906	53,514,744
元	4,113	85,825,132	1,111	30,747,102	3,002	55,078,030
2	4,381	88,160,880	1,023	43,522,983	3,358	44,637,897
3	3,112	96,238,540	848	45,754,421	2,264	50,484,119

※退職者医療制度該当分を含む

(11) 損害賠償請求返還状況

第三者から傷害をうけたとき一時的に国民健康保険が立て替えた医療費を加害者に請求したもの

年 度		調定額		収納額		未済額	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
		件	円	件	円	件	円
29	交通事故等	99	38,867,018	98	38,862,961	1	4,057
	公害	14	187,033	14	187,033	0	0
30	交通事故等	70	33,785,191	70	33,785,191	0	0
	公害	10	173,187	10	173,187	0	0
元	交通事故等	58	23,497,664	58	23,497,664	0	0
	公害	13	251,937	13	251,937	0	0
2	交通事故等	36	20,166,893	36	20,166,893	0	0
	公害	23	216,643	23	216,643	0	0
3	交通事故等	53	26,658,836	53	26,658,836	0	0
	公害	24	205,779	24	205,779	0	0

(12) 一部負担金減免の状況

年 度	減 額		免 除		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
29	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0
元	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0

(13) 東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の免除及び概算請求分等の状況

①一部負担金等の免除の状況

年 度	免除件数 (レセプト件数)	金額
29	219	529,439
30	216	748,718
元	238	765,730
2	176	2,745,707
3	159	426,688

②概算請求分及び保険者不明分の支払状況

年 度	概算請求分	保険者不明分
29	0	0
30	0	0
元	0	0
2	0	0
3	0	0

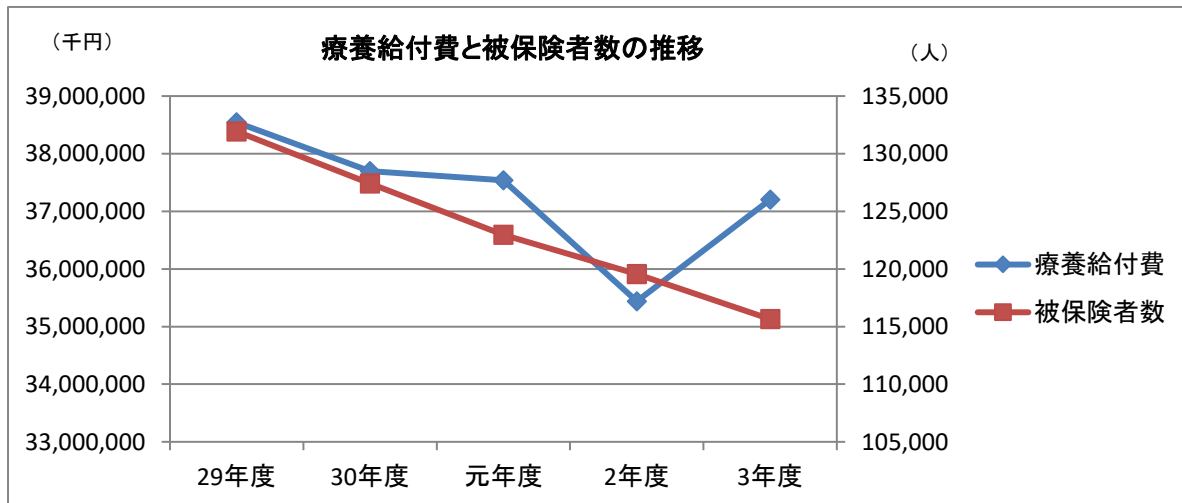
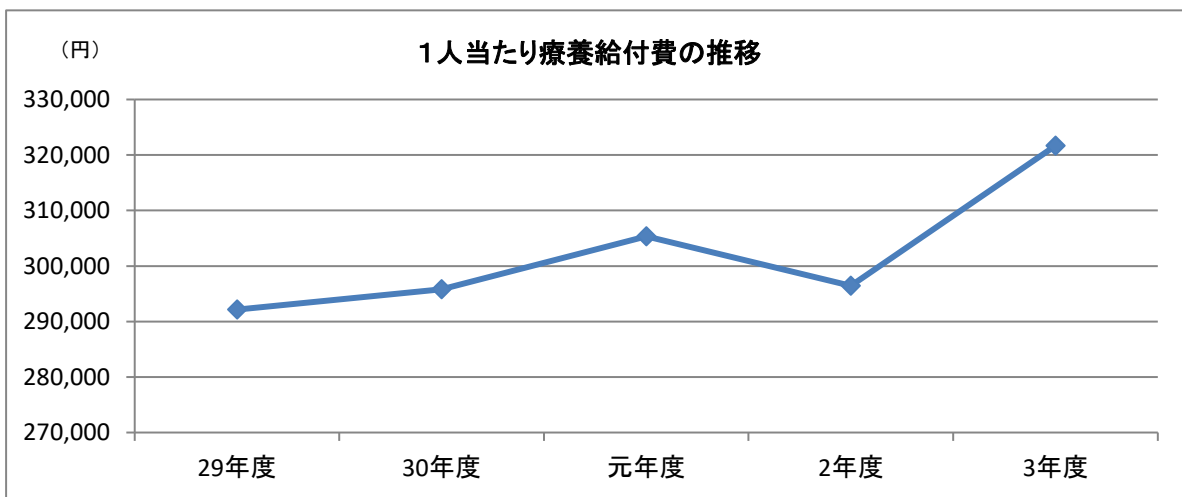
(14) 保険給付の適正化

① 1人当たり療養給付費の状況

1人当たり療養給付費は、当該年度にかかった療養給付費の費用額(10割分)を、当該年度の平均被保険者数で割ったものです。

年 度	合 計
	円
29	292,146
30	295,828
元	305,319
2	296,449
3	321,672

※退職者医療制度該当分を含む



② 後発医薬品(ジェネリック)差額通知の送付

患者負担の軽減と療養給付費の削減を目的として、被保険者が使用している薬の窓口負担額について、後発医薬品に切り替えた場合に生じる差額を通知し、後発医薬品の使用を啓発しています。

ア 通知内容

- ・医薬品名
- ・院内・院外の区分
- ・投与期間
- ・自己負担相当額
- ・1日用量
- ・後発医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額

イ 通知状況

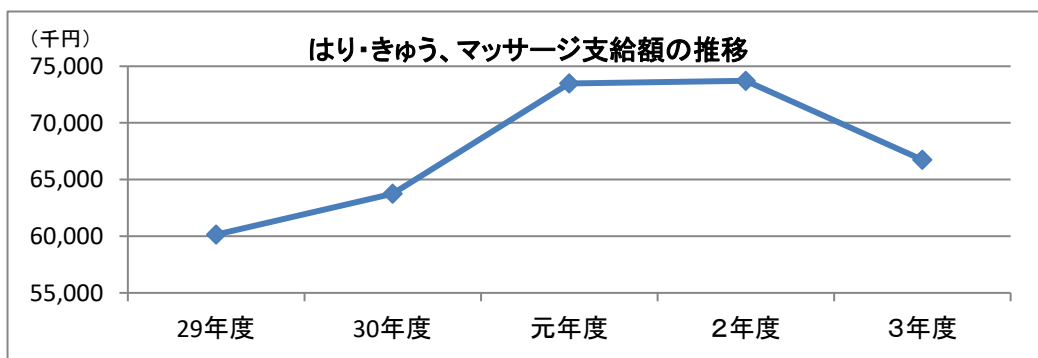
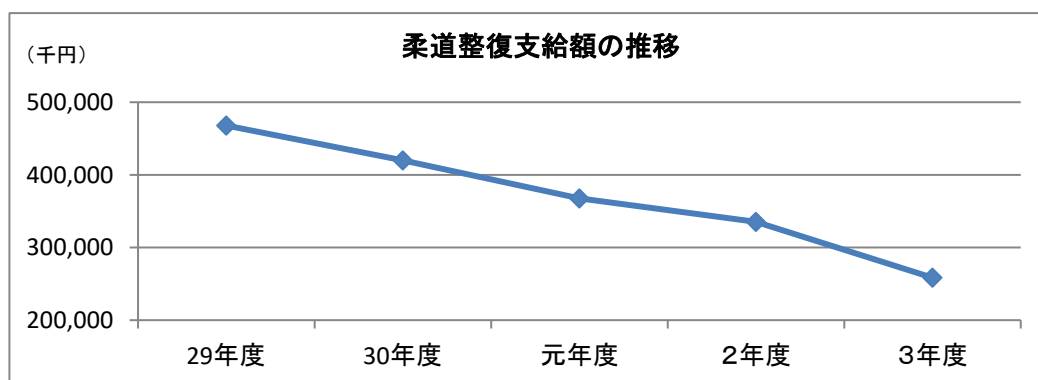
年度	対象調剤月	通知月	通知数	対象薬剤
30	4	7	13,494	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	7	10	12,607	
	11	2	11,930	
元	4	7	12,485	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	7	10	11,359	
	11	2	10,597	
2	4	7	9,795	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	7	10	10,809	
	11	2	9,616	
3	4	7	10,304	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	7	10	9,439	
	11	2	9,746	

③ 柔道整復等施術に係る被保険者照会

柔道整復や、はり・きゅう、マッサージの施術では、世帯主が療養費の申請及び受領を施術師に委任することで療養費を支給しています。そこで、申請に誤りがないかを確認するために、施術状況等を被保険者に照会しています。

施術師が提出した療養費支給申請書の内容と被保険者からの回答に相違があった場合には、施術師に確認のうえ、申請に誤りがある場合には申請書を返戻しています。

年度	照会件数
30	1,200
元	1,200
2	1,200
3	1,200



## 5. 高額療養費資金及び出産費資金貸付制度

### (1) 高額療養費資金貸付

高額療養費が支給されるまでには、審査などの手続きで4か月程度の日数がかかります。そこで、長期の入院などにより医療費が多額となり、その支払が困難な世帯主に、高額療養費が支給されるまでの間、高額療養費支給見込額の9割までを無利子で貸し付けします。

貸付金の返済は、その後支給される高額療養費を充てて清算します。

高額療養費資金貸付状況

年度	件数	貸付額	1件あたり 平均貸付額	1件あたり 最高貸付額
	件	円	円	円
29	2	239,000	119,500	200,000
30	0	0	0	0
元	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	3	109,000	36,333	51,000

### (2) 出産費資金貸付

被保険者が直接支払制度、受取代理制度を利用せずに出産される場合で、事前に出産の費用を必要とする世帯主に、出産予定日の1か月前から出産育児一時金の8割までの金額を無利子で貸し付けします。妊娠4か月以上で出産のために、医療機関から費用の請求を受けたときなども利用できます。

貸付金の返済は、出産後支給される出産育児一時金を充てて清算します。

出産費資金貸付状況

年度	件数	1件あたり 貸付額	合計
	件	円	円
29	0	0	0
30	0	0	0
元	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0

### (3) 基金

平成25年度4月1日付で、「杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金」と「杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金」を統合し、名称を「杉並区高額療養費等資金貸付基金」としました。

令和3年度の基金額は1千万円です。

## 6. 保 険 料

### (1) 保険料率等年度別の推移

年 月	基礎賦課額(医療分)			後期高齢者支援金賦課額			介護納付金賦課額			賦課方式等	
	均等割額	所得割料率	限度額	均等割額	所得割料率	限度額	均等割額	所得割料率	限度額		
	円		円	円		円	円		円		
34. 12	600	95/100	50,000							所得対応方式	
38. 4	500	"	"								
39. 4	600	"	"								
41. 10	"	112/100	"								
49. 10	"	"	80,000								
51. 4	2,400	"	120,000								
53. 4	4,800	"	170,000								
55. 4	6,000	122/100	220,000						医療費対応方式		
56. 4	8,400	118/100	240,000								賦課標準を当該年度分住民税額に変更
57. 4	9,000	107/100	260,000								
59. 4	"	"	280,000								
60. 4	"	"	310,000								
61. 4	12,000	"	350,000								
62. 4	"	"	370,000								
63. 4	"	"	390,000								
元. 4	14,400	"	400,000								
2. 4	"	"	420,000								
4. 4	16,800	"	440,000								
5. 4	"	"	460,000								
6. 4	15,900	133.7/100	500,000								
7. 4	16,800	119/100	"								
8. 4	19,500	155/100	520,000								
9. 4	22,500	162/100	"								
10. 4	26,100	187/100	530,000								
12. 4	"	194/100	"				7,200	14/100	70,000	介護保険制度開始	
13. 4	27,300	"	"				8,100	19/100	"		
14. 4	"	"	"				7,800	"	"		
15. 4	29,400	204/100	"				9,000	23/100	"		
16. 4	30,200	208/100	"				10,800	25/100	80,000		
17. 4	32,100	"	"				12,000	32/100	"		
18. 4	33,300	182/100	"				"	36/100	"		
19. 4	35,100	124/100	"				"	20/100	90,000		
20. 4	28,800	90/100	470,000	8,100	27/100	120,000	11,100	18/100	"		後期高齢者支援金賦課開始
21. 4	27,600	68/100	"	9,600	26/100	"	"	12/100	100,000		
22. 4	31,200	80/100	500,000	8,700	23/100	130,000	12,000	16/100	"		
23. 4	"	6.13/100	510,000	"	1.96/100	140,000	13,200	0.98/100	120,000	賦課方式変更	
24. 4	30,000	6.28/100	"	10,200	2.23/100	"	14,100	1.38/100	"		
25. 4	30,600	6.02/100	"	10,800	2.34/100	"	15,000	1.64/100	"		
26. 4	32,400	6.30/100	"	"	2.17/100	160,000	15,300	1.56/100	140,000		
27. 4	33,900	6.45/100	520,000	"	1.98/100	170,000	14,700	1.45/100	160,000		
28. 4	35,400	6.86/100	540,000	"	2.02/100	190,000	"	1.41/100	"		
29. 4	38,400	7.47/100	540,000	11,100	1.96/100	"	15,600	1.48/100	"		
30. 4	39,000	7.32/100	580,000	12,000	2.22/100	"	"	1.78/100	"		
31. 4	39,900	7.25/100	610,000	12,300	2.24/100	"	"	1.78/100	"		
R2. 4	"	7.14/100	630,000	12,900	2.29/100	"	"	2.09/100	170,000		
R3. 4	38,800	7.13/100	"	13,200	2.41/100	"	17,000	2.20/100	"		

<令和4年度保険料額計算方法>

$$\boxed{\text{年保険料額}} = \text{基礎賦課額 (医療分)} + \text{後期高齢者支援金賦課額 (支援金分)} + \text{介護納付金賦課額 (介護分)} \quad (40歳\sim 64歳の被保険者に加算される保険料)$$

$$\boxed{\text{基礎賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\begin{aligned} \text{均等割額} &= \text{被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(42, 100)} \\ \text{所得割額} &= \text{世帯の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率(7.16/100)} \\ &\text{※限度額 65万円} \end{aligned}$$

$$\boxed{\text{後期高齢者支援金賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\begin{aligned} \text{均等割額} &= \text{被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(13, 200)} \\ \text{所得割額} &= \text{世帯の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率(2.28/100)} \\ &\text{※限度額 20万円} \end{aligned}$$

$$\boxed{\text{介護納付金賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\begin{aligned} \text{均等割額} &= \text{介護保険第2号被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(16, 600)} \\ \text{所得割額} &= \text{介護保険第2号被保険者の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率(2.20/100)} \\ &\text{※限度額 17万円} \end{aligned}$$

※旧ただし書所得…住民税の課税方式としては、既に廃止されている旧地方税法における住民税課税方式に関する条文のただし書きとして規定されていた方法を用いて算出される所得のこと。

総所得金額等から基礎控除のみを差し引くことで算出する。

## (2) 保険料収納状況

## ア 現年分

年 度	調 定 A		収 納 B		還付未済 C		収 納 率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	B/A	(B-C)/A
	件	円	件	円	件	円	%	%
23	2,494,727	15,858,386,389	2,028,022	13,181,780,885	4,800	22,660,613	83.12	82.98
24	2,487,322	16,120,887,195	2,011,299	13,359,280,654	6,225	23,006,507	82.87	82.73
25	2,457,438	16,557,496,699	2,015,450	13,876,736,876	6,475	26,884,957	83.81	83.65
26	2,421,158	16,723,510,259	2,001,644	14,106,030,354	5,297	26,108,590	84.35	84.19
27	2,375,651	16,380,535,881	1,977,612	13,797,155,752	5,015	27,880,656	84.23	84.06
28	2,311,409	16,387,869,739	1,919,264	13,905,225,190	5,392	30,867,745	84.85	84.66
29	2,224,766	16,278,577,559	1,875,324	13,917,151,389	5,415	29,305,663	85.49	85.31
30	2,176,135	16,421,965,036	1,836,242	14,026,722,751	5,741	35,811,571	85.41	85.20
元	2,120,627	16,051,879,878	1,470,477	13,884,011,014	5,264	32,755,187	86.49	86.29
R2	2,672,559	15,625,699,286	2,378,816	13,901,112,087	7,536	37,814,201	88.96	88.72
R3	1,991,256	15,599,290,860	1,829,122	14,283,487,452	8,428	48,091,361	91.56	91.26

## イ 滞納繰越分

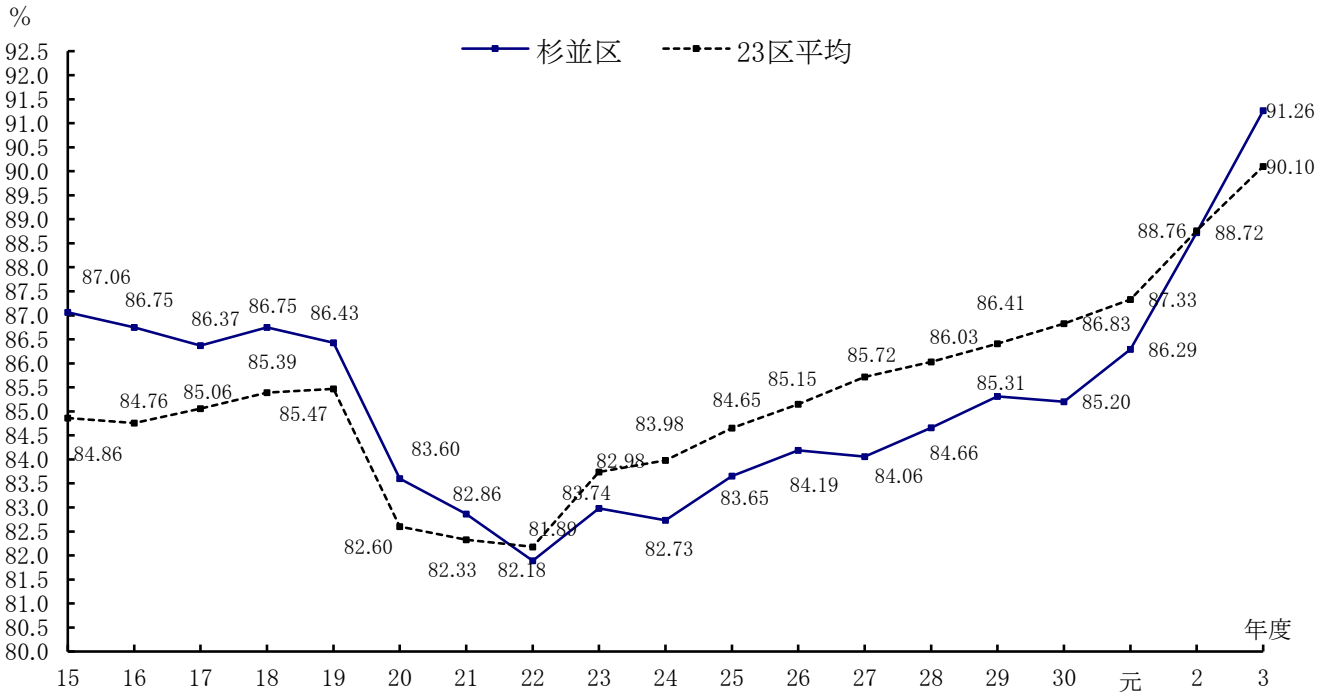
年 度	調 定 A		収 納 B		還付未済 C		収 納 率	
	金額		金額		金額		B/A	(B-C)/A
	円		円		円		%	%
23	5,175,740,180		1,571,884,669		1,784,881		30.37	30.34
24	5,046,268,977		1,605,530,454		2,620,135		31.82	31.76
25	5,449,684,175		1,687,004,445		2,627,002		30.96	30.91
26	4,958,996,012		1,697,259,702		2,897,009		34.23	34.17
27	4,778,604,330		1,612,806,238		2,002,999		33.75	33.71
28	4,438,902,852		1,564,690,358		2,892,880		35.25	35.18
29	4,267,370,994		1,586,351,991		1,939,713		37.17	37.13
30	3,780,329,676		1,600,176,552		3,945,402		42.33	42.22
元	3,227,932,695		1,364,467,483		3,041,007		42.27	42.18
R2	3,046,541,602		1,049,910,477		5,288,654		34.46	34.29
R3	2,839,582,972		800,544,040		2,999,788		28.19	28.09

※調定額は、現年分、滞納繰越分ともに居所不明分を差し引いた金額である。

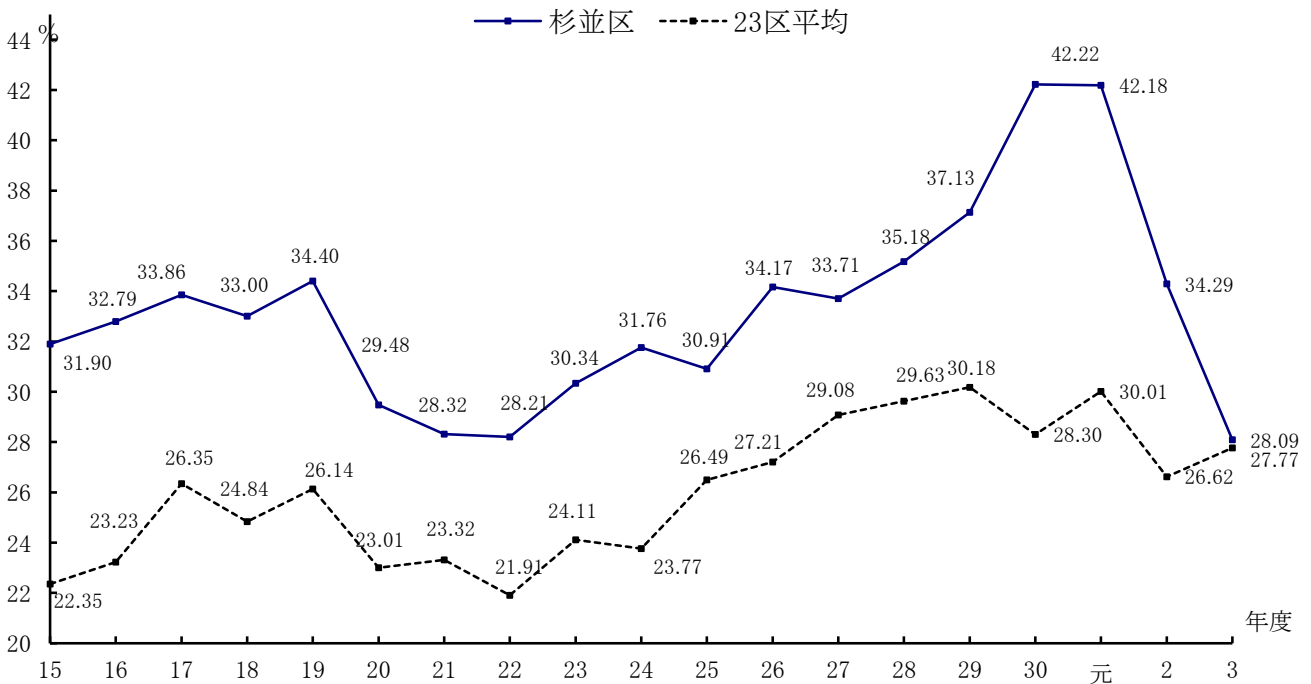


(3) 保険料収納率の推移

ア 現年分



イ 滞納繰越分



(4)均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合(当初賦課)

ア 世帯構成別の世帯数(当初賦課)

	均等割のみの世帯		所得割のある世帯		限度額の世帯		合 計
	世帯	構成比	世帯	構成比	世帯	構成比	
平成30年度	41,834	43.81%	50,482	52.86%	3,179	3.33%	95,495
令和元年度	41,450	44.42%	49,143	52.65%	2,730	2.93%	93,323
令和2年度	41,531	45.62%	47,104	51.74%	2,400	2.64%	91,035
令和3年度	40,005	44.25%	47,932	53.02%	2,468	2.73%	90,405
令和4年度	39,822	45.74%	44,171	50.73%	3,073	3.53%	87,066

※基礎賦課額(医療分)

イ 世帯構成別の調定額(当初賦課)

	均等割のみの世帯		所得割のある世帯		限度額の世帯		合 計
	千円	構成比	千円	構成比	千円	構成比	
平成30年度	1,778,370	10.87%	12,002,893	73.40%	2,572,726	15.73%	16,353,989
令和元年度	1,790,816	11.23%	11,801,637	74.00%	2,354,654	14.77%	15,947,107
令和2年度	1,893,774	12.19%	11,419,312	73.50%	2,222,524	14.31%	15,535,610
令和3年度	1,701,895	11.10%	11,303,428	73.74%	2,323,896	15.16%	15,329,219
令和4年度	1,693,845	10.75%	11,164,464	70.87%	2,896,348	18.38%	15,754,657

※基礎賦課額(医療分)、介護納付金賦課額(介護分)及び後期高齢者支援金賦課額(支援金分)の合算額

## (5) 保険料(現年分)負担額状況

年度	調定額		1人あたり収納額
	1世帯あたり	1人あたり	
	円	円	円
29	169,975	124,122	105,489
30	174,802	129,288	110,079
元	175,295	130,945	112,919
2	174,544	130,986	116,283
3	178,947	135,189	123,507

## (6) 保険料(均等割額)減額賦課状況

年 度	賦課期日被保険者		7割減額		5割減額		2割減額		合計		軽減額合計
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	
29	97,946	134,950	24,147	28,395	7,152	11,128	6,196	10,102	37,495	49,625	1,545,769,546
			24.65%	21.04%	7.30%	8.25%	6.33%	7.49%	38.28%	36.77%	
30	95,495	129,658	24,087	28,144	7,047	10,739	6,094	9,792	37,228	48,675	1,638,817,777
			25.22%	21.71%	7.38%	8.28%	6.38%	7.55%	38.98%	37.54%	
元	93,323	125,323	23,902	27,924	6,996	10,545	5,994	9,472	36,892	47,941	1,650,903,006
			25.61%	22.28%	7.50%	8.41%	6.42%	7.56%	39.53%	38.25%	
2	91,035	121,600	28,014	32,743	8,475	12,565	7,137	11,080	43,626	56,388	1,990,148,298
			30.77%	26.93%	9.31%	10.33%	7.84%	9.11%	47.92%	46.37%	
3	88,953	118,118	27,429	32,183	8,346	12,310	6,986	10,811	42,761	55,304	1,556,515,427
			30.84%	27.25%	9.38%	10.42%	7.85%	9.15%	48.07%	46.82%	

%表示は構成比

(事業月報 退職者分含む)

## (7) 保険料一般減免状況

年 度	減 額		免 除		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
29	742	29,889,008	22	1,181,094	764	31,070,102
30	816	29,281,008	43	2,092,169	859	31,373,177
元	541	26,214,272	43	2,161,874	584	28,376,146
2	549	23,812,391	36	1,658,974	585	25,471,365
3	547	26,984,083	27	1,800,361	574	28,784,444

## (8) 新型コロナウイルス感染症による保険料減免状況

年 度	減 額		免 除		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
2	2,950	275,305,458	1,761	288,876,139	4,711	564,181,597
3	464	84,344,803	867	129,817,130	1,331	214,161,933

※令和2年度分には、令和元年度(2月期及び3月期のみ)分の減免を含む。

## 7. 国保財政

### (1) 令和3年度決算収支状況

#### ア 歳入

科 目	予算現額	収入済額	予算現額に 対する増減	収入済額 構成比	1人当り 収入額
	円	円	円	%	円
国民健康保険料	14,643,738,000	15,084,031,492	440,293,492	28.37	130,018
国庫 支出金					
災害臨時特例補助金	134,741,000	132,872,000	△ 1,869,000	0.25	1,145
都 支 出 金					
保険給付費等交付金 普通交付金	31,716,719,000	31,662,716,625	△ 54,002,375	59.56	272,919
保険給付費等交付金 特別交付金	761,578,000	794,744,000	33,166,000	1.49	6,850
計	32,478,297,000	32,457,460,625	△ 20,836,375	61.05	279,770
繰 入 金					
保険基盤安定繰入金	2,499,233,000	2,499,231,625	△ 1,375	4.70	21,542
その他繰入金	1,730,621,000	1,730,621,000	0	3.26	14,917
計	4,229,854,000	4,229,852,625	△ 1,375	7.96	36,460
繰越金	1,160,709,000	1,160,709,199	199	2.18	10,005
その他の収入	75,478,000	96,867,465	21,389,465	0.18	835
合 計	52,722,817,000	53,161,793,406	438,976,406	100	458,232

イ 歳 出

科 目	予算現額	支出済額	残 額	支出済額 構成比	1人当り 支出額	
	円	円	円	%	円	
総 務 費	1,143,508,000	1,090,143,866	53,364,134	2.10	9,397	
保 険 給 付 費	療養給付費	27,478,513,000	27,130,713,899	347,799,101	52.21	233,855
	療 養 費	407,804,000	378,201,154	29,602,846	0.73	3,260
	審査支払手数料	75,161,000	73,520,373	1,640,627	0.14	634
	高額療養費	3,706,163,000	3,682,003,698	24,159,302	7.09	31,737
	移 送 費	101,000	0	101,000	0	0
	出産育児諸費	173,475,000	140,847,490	32,627,510	0.27	1,214
	葬 祭 費	35,560,000	31,990,000	3,570,000	0.06	276
	結核・精神医療給付金	48,636,000	47,752,343	883,657	0.09	412
	傷病手当金	11,308,000	11,307,900	100	0.02	97
	計	31,936,721,000	31,496,336,857	440,384,143	60.62	271,485
国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	医療給付費分	12,169,239,000	12,169,238,724	276	23.42	104,894
	後期高齢者支援金等分	4,249,761,000	4,249,760,415	585	8.18	36,631
	介護納付金分	1,911,254,000	1,911,253,436	564	3.68	16,474
	計	18,330,254,000	18,330,252,575	1,425	35.28	157,999
共同事業拠出金	8,000	617	7,383	0.00	0	
保健事業費	534,625,000	479,791,697	54,833,303	0.92	4,136	
その他の支出	581,913,000	564,476,756	17,436,244	1.09	4,866	
予 備 費	195,788,000	0	195,788,000	0	0	
合 計	52,722,817,000	51,961,002,368	761,814,632	100	447,882	

(2) 国保財政状況

了 歳 入

年度	保 険 料		国庫支出金		療養給付費交付金		前期高齢者交付金		都支出金		共同事業交付金		繰 入 金		繰 越 金		そ の 他		合 計	
	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %
29	15,503,503	0.22	11,557,539	4.20	455,272	△ 35.47	9,217,678	2.77	3,510,582	△ 0.63	14,627,529	△ 1.08	4,574,984	△ 34.34	1,422,340	75.86	71,711	2.02	60,941,138	△ 2.34
30	15,626,899	0.80	569	△ 100.00	1,525	△ 99.67	-	-	32,548,231	827.15	-	-	5,416,350	18.39	1,081,730	△ 23.95	62,084	△ 13.42	54,737,388	△ 10.18
元	15,248,478	△ 2.42	618	8.61	-	-	-	-	32,481,171	△ 0.21	-	-	5,415,935	△ 0.01	208,949	△ 80.68	57,776	△ 6.94	53,412,927	△ 2.42
2	14,951,023	△ 1.95	325,510	52,571.52	-	-	-	-	31,199,175	△ 3.95	-	-	4,984,558	△ 7.96	366,507	75.41	95,482	65.26	51,922,254	△ 2.79
3	15,084,031	0.89	132,872	△ 59.18	-	-	-	-	32,457,461	4.03	-	-	4,229,853	△ 15.14	1,160,709	216.69	96,867	1.45	53,161,793	2.39

了 歳 出

年度	総 務 費		保険給付費		国民健康保険 事業費納付金		前期高齢者納付金		後期高齢者支援金		介護納付金		共同事業拠出金		保健事業費		そ の 他		合 計	
	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %	千円	対前年 伸 率 %
29	1,074,336	△ 2.16	32,617,831	△ 1.11	-	-	26,737	389.15	7,237,173	△ 3.45	3,123,328	0.83	14,881,122	△ 2.78	584,810	△ 2.45	314,071	△ 20.26	59,859,408	△ 1.84
30	1,048,142	△ 2.44	31,894,758	△ 2.22	20,070,417	100.00	-	-	-	-	-	-	6	△ 100.00	549,844	△ 5.98	965,272	207.34	54,528,439	△ 8.91
元	1,003,715	△ 4.24	31,863,477	△ 0.10	19,289,367	△ 3.89	-	-	-	-	-	-	5	△ 16.67	499,682	△ 9.12	390,174	△ 59.58	53,046,420	△ 2.72
2	1,058,491	5.46	30,119,281	△ 5.47	18,735,816	△ 2.87	-	-	-	-	-	-	5	0.00	477,261	△ 4.49	370,690	△ 4.99	50,761,544	△ 4.31
3	1,090,144	2.99	31,496,337	4.57	18,330,253	△ 2.16	-	-	-	-	-	-	0	△ 100.00	479,792	0.53	564,477	52.28	51,961,002	2.36

(3) 1世帯当り費目別状況

ア 歳入

〔上段:金額  
下段:構成比〕

年度	保険料	国庫支出金	療養給付費交付金	前期高齢者交付金	都支出金	共同事業交付金	繰入金	繰越金	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
29	160,547 25.44%	119,684 18.97%	4,715 0.75%	95,454 15.13%	36,354 5.76%	151,475 24.00%	47,376 7.51%	14,729 2.33%	743 0.12%	631,077 100%
30	165,534 28.55%	6 0.00%	16 0.00%	- -	344,780 59.46%	- -	57,375 9.90%	11,459 1.98%	658 0.11%	579,827 100%
元	165,645 28.55%	7 0.00%	- -	- -	352,845 60.81%	- -	58,834 10.14%	2,270 0.39%	628 0.11%	580,228 100%
2	166,366 28.80%	3,622 0.63%	- -	- -	347,167 60.09%	- -	55,465 9.60%	4,078 0.71%	1,062 0.18%	577,761 100%
3	172,224 28.37%	1,517 0.25%	- -	- -	370,587 61.05%	- -	48,295 7.96%	13,253 2.18%	1,106 0.19%	606,981 100%

イ 歳出

〔上段:金額  
下段:構成比〕

年度	総務費	保険給付費	国民健康保険事業費納付金	前期高齢者納付金	後期高齢者支援金	介護納付金	共同事業拠出金	保事業費	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
29	11,125 1.79%	337,774 54.49%	- -	277 0.04%	74,945 12.09%	32,344 5.22%	154,102 24.86%	6,056 0.98%	3,252 0.52%	619,874 100%
30	11,103 1.92%	337,857 58.49%	212,604 36.81%	- -	- -	- -	0 0.00%	5,824 1.01%	10,225 1.77%	577,613 100%
元	10,903 1.89%	346,135 60.07%	209,542 36.36%	- -	- -	- -	0 0.00%	5,428 0.94%	4,238 0.74%	576,247 100%
2	11,778 2.09%	335,150 59.33%	208,482 36.91%	- -	- -	- -	0 0.00%	5,311 0.94%	4,125 0.73%	564,846 100%
3	12,447 2.10%	359,613 60.62%	209,288 35.28%	- -	- -	- -	0 0.00%	5,478 0.92%	6,445 1.09%	593,270 100%

## (4) 被保険者1人当り費目別状況

## ア 歳入

〔 上段：金額  
下段：構成比〕

年度	保険料	国庫支出金	療養給付費交付金	前期高齢者交付金	都支出金	共同事業交付金	繰入金	繰越金	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
29	117,094 25.44%	87,291 18.97%	3,439 0.75%	69,619 15.13%	26,515 5.76%	110,478 24.00%	34,554 7.51%	10,743 2.33%	542 0.12%	460,274 100%
30	122,314 28.55%	4 0.00%	12 0.00%	- -	254,761 59.46%	- -	42,395 9.90%	8,467 1.98%	486 0.11%	428,439 100%
元	123,662 28.55%	5 0.00%	- -	- -	263,415 60.81%	- -	43,922 10.14%	1,695 0.39%	469 0.11%	433,167 100%
2	124,792 28.80%	2,717 0.63%	- -	- -	260,410 60.09%	- -	41,605 9.60%	3,059 0.71%	797 0.18%	433,379 100%
3	130,018 28.37%	1,145 0.25%	- -	- -	279,770 61.05%	- -	36,460 7.96%	10,005 2.18%	835 0.18%	458,232 100%

## イ 歳出

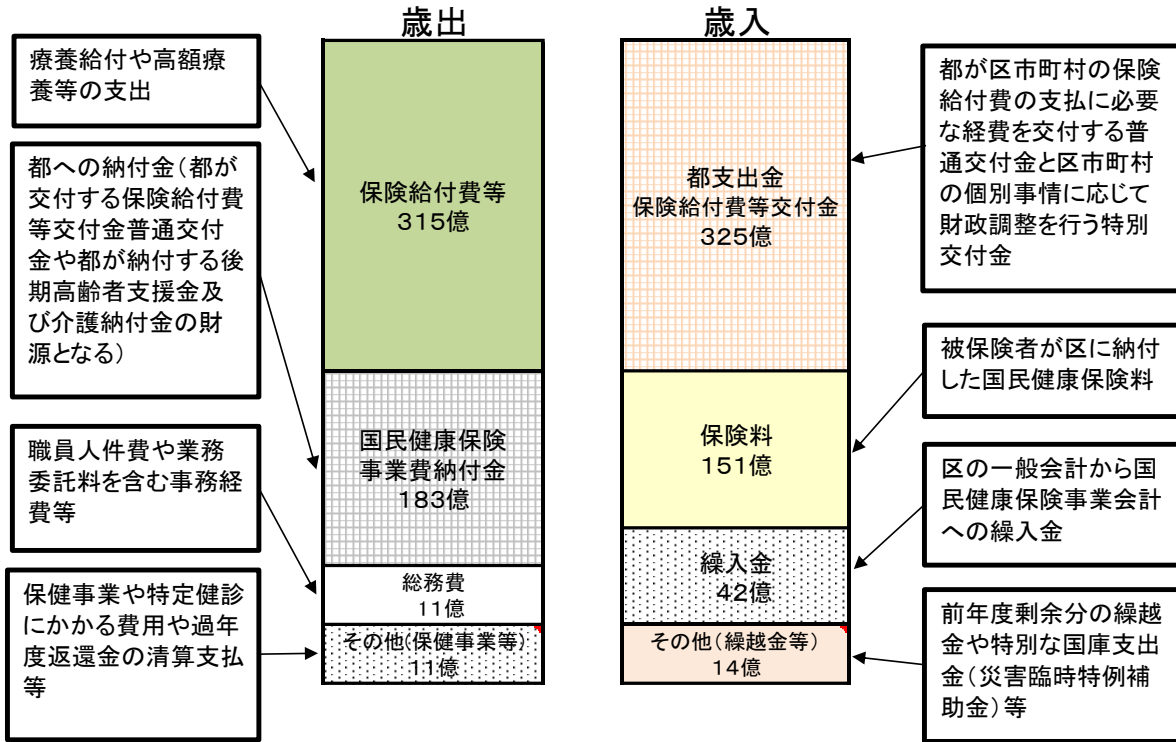
〔 上段：金額  
下段：構成比〕

年度	総務費	保険給付費	国民健康保険事業費納付金	前期高齢者納付金	後期高齢者支援金	介護納付金	共同事業拠出金	保事業費	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
29	8,114 1.79%	246,355 54.49%	- -	202 0.04%	54,661 12.09%	23,590 5.22%	112,393 24.86%	4,417 0.98%	2,372 0.52%	452,104 100%
30	8,204 1.92%	249,646 58.49%	157,095 36.81%	- -	- -	- -	0 0.00%	4,304 1.01%	7,555 1.77%	426,804 100%
元	8,140 1.89%	258,406 60.07%	156,432 36.36%	- -	- -	- -	0 0.00%	4,052 0.94%	3,164 0.74%	430,194 100%
2	8,835 2.09%	251,396 59.33%	156,382 36.91%	- -	- -	- -	0 0.00%	3,984 0.94%	3,094 0.73%	423,691 100%
3	9,397 2.10%	271,485 60.62%	157,999 35.28%	- -	- -	- -	0 0.00%	4,136 0.92%	4,866 1.09%	447,882 100%

※「7. 国保財政」の(1)～(4)については、端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。  
 ※「7. 国保財政」の(2)～(4)の歳出「その他」の平成29年度には、「老人保健拠出金」が含まれていません。



# 令和3年度国民健康保険事業会計の概要



## 令和3年度の国民健康保険事業の経費を1,000円あたりに換算してみました。

<p>国保加入者が病院等にかかった費用額のうち、保険者が負担した額</p> <p><b>600.3円</b></p>	<p>医療給付費分として東京都に納付した額</p> <p><b>234.2円</b></p>	<p>後期高齢者支援金分として東京都に納付した額</p> <p><b>81.8円</b></p>	<p>介護納付金分として東京都に納付した額</p> <p><b>36.8円</b></p>
<p>職員人件費、納付書等の印刷や郵送料、広報紙の作成など、国保事業の運営に要した額</p> <p><b>21.0円</b></p>	<p>出産や死亡に対して給付した額</p> <p><b>3.3円</b></p>	<p>医療機関等から請求されたレセプト内容の審査や、支払いなどに要した額</p> <p><b>1.4円</b></p>	<p>特定健診・保健指導などの保健事業、結核・精神医療給付・傷病手当金などに要した額</p> <p><b>21.2円</b></p>

## 8. 保健事業

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。また、健診・医療情報等のデータ分析に基づいた効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査等実施計画やデータヘルス計画を策定し、被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を目指した保健事業を推進しています。

### (1) 特定健康診査・特定保健指導

40～74歳の国民健康保険加入者を対象とする特定健康診査を実施しています。特定健康診査の結果、生活習慣病発症リスクが高いと判定された方に生活習慣改善を目的とした特定保健指導を実施しています。

#### ① 特定健康診査

年度	受診券対象者数	受診者数	受診率
3	70,009人	29,395人	42.0%

#### ② 特定保健指導

年度	種別	利用券対象者数	支援終了者数	終了率
3	動機付け支援	2,047人	232人	11.3%
	積極的支援	869人	74人	8.5%

※特定健康診査・特定保健指導実施状況（国保連システム9月時点の集計管理による）

### (2) 特定健康診査受診勧奨、特定保健指導利用勧奨

特定健康診査未受診者に健診の必要が認識でき受診行動につながる勧奨を実施し、受診率の向上を目指しています。また、特定保健指導の未利用者に利用勧奨し、生活習慣病リスク者の健康維持と実施率の向上を目指しています。

年度	種別	勧奨実施数
3	特定健康診査受診勧奨	40,959人
	特定保健指導利用勧奨	1,975人

### (3) 郵送型簡易血液検査事業

年度末年齢45歳で過去5年間、特定健康診査未受診者の方に「郵送型簡易血液検査」を実施することで未受診者に潜むハイリスク層（疾病予備群）を抽出し、重症化予防と特定健康診査継続受診を目指しています。

年度	対象者数	実施数
3	案内対象	423人
	申込	53人
	検査	48人

#### (4) 糖尿病医療機関受診勧奨

特定健康診査結果データから糖尿病が強く疑われるが、問診項目から「かかりつけ医」がないと思われる方に文書で情報提供の実施と電話で受療状況を確認し受診や生活改善を勧めています。

年度	種別	勧奨実施数
3	通知勧奨	1,198人

#### (5) 糖尿病腎症等重症化予防プログラム事業

特定健康診査結果データから、糖尿病腎症等の重症化により人工透析等の治療が必要となる重篤な合併症の発症を予防するため、糖尿病腎症等の一定の基準に該当する方にかかりつけ医と連携し、かかりつけ医の治療方針に基づいた保健師又は看護師による6か月間の食事や運動等の個別支援プログラムを実施しています。

年度	種別	勧奨実施数
3	勧奨実施	425人
	プログラム実施	12人

#### (6) 適正な受診・服薬の促進

重複・頻回受診、重複・多剤服薬者等に対し、専門職が保健指導を行う事業を実施しています。また、医師会や薬剤師会等と連携して、適切な服薬に関する普及・啓発を推進するポスターやお薬カレンダーを作成し医療機関等に配布しています。

このような取り組みにより、健康増進・疾病の重篤化予防等を促進し、医療費の適正化を目指しています。

#### (7) 生活習慣病早期介入事業

メタボリックシンドローム該当者等を減少させるため、過去の特定健康診査結果により次の特定健康診査でメタボリックシンドローム該当者等になる可能性の高い方に個別にアドバイスシートを送付することで健康意識の醸成と自発的な改善行動により、メタボリックシンドローム改善率の向上を目指しています。

年度	実施者数
3	2,000人

#### (8) 生活習慣病予防イベント

生活習慣病の予防と特定健診受診率向上を目指して、パネル展示等のイベントを区役所ロビーで実施しました。

実施期間 11月16～18日（計3日間）

### (9) すぎこく健康チャレンジ事業

健康的な生活習慣を実践する行動変容を促すインセンティブを提供することにより、「自らの健康は自らが作る」という意識を持ち、健康無関心層を含めた生活改善に向けたインセンティブ事業「すぎこく健康チャレンジ」を実施しています。

30～74歳を対象にスマホや活動量計を利用して日々のウォーキングや健診受診にポイントを付与し、ポイントに応じた区内共通商品券と交換できるものです。

この取組みにより被保険者の健康保持・増進を目指しています。

### (10) 提携保養施設

全国の「かんぽの宿」を利用する際、保険証の提示を要件として、割引料金（利用プランから、1人1泊につき500円引き）で利用できます。

### (11) 温泉センター割引利用券の配布

数馬の湯、もえぎの湯、瀬音の湯、つるつる温泉の4か所の割引利用券を配布しています。（入館料金の補助 令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（割引利用券事業は東京都国民健康保険団体連合会の事業）

### (12) 医療費通知

被保険者に健康に対する認識を深めていただくこと等を目的として、かかった医療費を世帯主宛に通知しています。

#### ① 通知内容

- ・受診年月に関する事。 ・受診した（施術を受けた）医療機関等の名称に関する事。
- ・受診者に関する事。 ・入院・通院・歯科・薬局・接骨の区別に関する事。
- ・医療費の額に関する事。 ・入院・通院の日数（薬局は回数）に関する事。

#### ② 通知状況

年 度	対 象 月	通 知 月	通 知 世 帯 数	レ セ プ ト 件 数
29	4 月	8 月	52,267	144,755
	8 月	12 月	50,378	137,080
30	平成29年12月から平成30年5月	8 月	74,711	985,859
	平成30年6月から平成30年11月	2 月	73,363	949,911
元	平成30年11月から令和元年6月	11 月	76,506	1,265,090
	令和元年7月から令和元年10月	2 月	66,941	612,603
2	令和元年11月から令和2年6月	11 月	73,683	1,129,017
	令和2年7月から令和2年10月	2 月	65,067	564,327
3	令和2年11月から令和3年6月	11 月	72,947	1,142,796
	令和3年7月から令和3年10月	2 月	65,550	577,922

## 9. 趣旨普及

### (1) 国保だより

号数	発行年月	部数	配布方法	主な内容
166号	3年5月	100,000	国保のてびきに同封し送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保のてびき等の送付について</li> <li>・3年度保険料について</li> <li>・資格の適正について</li> <li>・特定健康診査について</li> <li>・インセンティブ事業について</li> <li>・保険料の納付について</li> </ul>
167号	3年8月	115,000	被保険者証（更新）に同封	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証の更新について</li> <li>・コロナ減免について</li> <li>・傷病手当金について</li> <li>・保険料の納付について</li> <li>・医療費の状況について</li> </ul>

### (2) パンフレット

国保のてびき

発行年月	部数	配布方法	目的
3年5月	120,000	国保だよりを同封し送付 (新規加入者等は窓口配付)	国民健康保険制度周知

杉並区・国民健康保険のご案内（外国人向け）

作成物	発行年月	部数	配布方法	目的
冊子	3年7月	6,000	窓口配布	外国人への国民健康保険制度周知

### (3) ポスター

発行年月	部数	配布方法	目的
4年2月	1,400	区内医療機関に郵送、 庁内などに掲示	保険料収納促進の周知・健康診査受診啓蒙

### (4) 事業概要（すぎなみの国保）

発行年月	部数	配布方法	目的
3年11月	250	関係各課、各機関等に配付	国民健康保険事業実績の周知

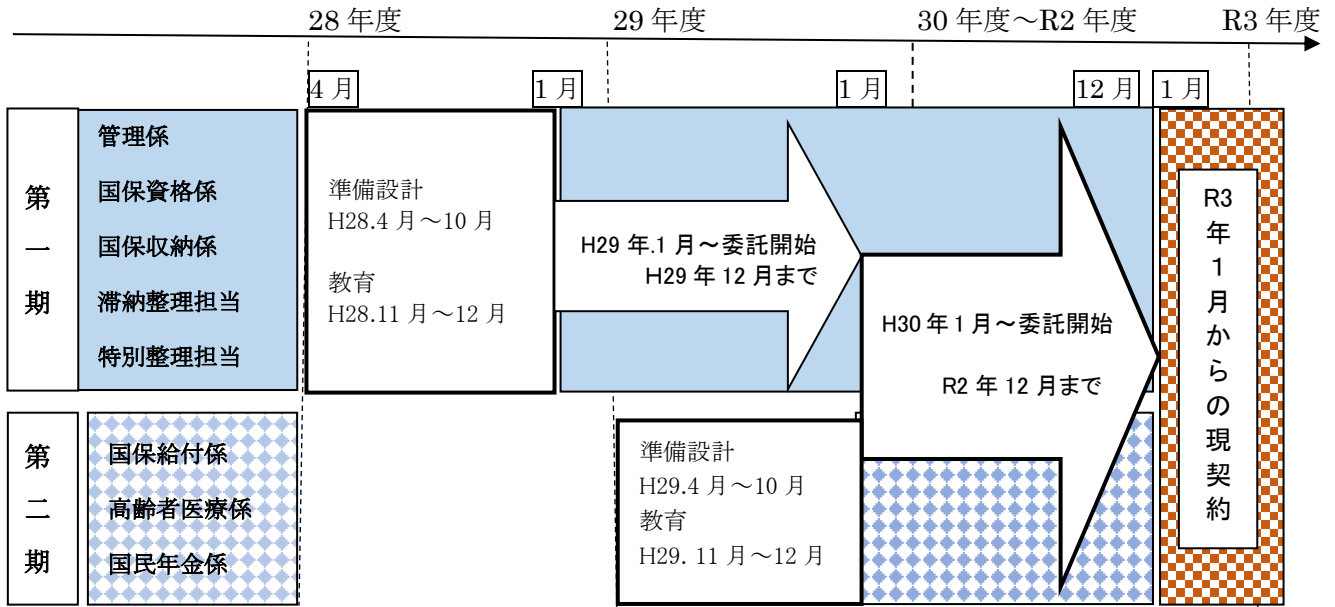
# 10. 国保年金課業務の外部委託の概要

国保年金課の業務のうち、公権力の行使にあたる業務、判断基準の定型化が困難な業務及び政策形成に関わる業務を除いた定型化が可能な業務を民間で実施可能な業務とし、その内容を民間の専門業者による業務分析により明確にしました。

業務分析結果に基づき、一定の専門性はあるが定型化の可能な業務については委託することとし、国保年金課の業務が広範囲に及ぶため、係単位別に段階を追って平成28年度から外部委託を開始しました。

## 1 業務委託の開始時期

円滑な業務移管を行うため、平成28年度～29年度の2段階に分けて係毎に移管しました。



## 2 受託事業者

H30.1～R2.12まで (株)DACS、(株)ベルシステム24、(株)エヌ・ティ・ティ・データ共同事業体

(株)DACS	管理係、国保収納係、滞納整理・特別整理担当、国保給付係、国民年金係
(株)ベルシステム24	国保資格係、高齢者医療係
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	運営管理事務局として全体とりまとめ

R3.1～ (株)ベルシステム24

## 3 主な委託範囲…窓口での申請受付や電話対応業務、システム入力などの内部処理業務を委託

係名	事業者へ委託する業務
管理係	提携保養施設等の案内、文書交換業務・郵送事務
国保資格係	資格・保険料に関する電話や窓口の問合せ対応、資格の取得や喪失等の届出・受付及びデータ入力
国保収納係	保険料の窓口収納、口座振替、還付・充当、年金特徴等収納事務に関する問合せ対応や通知書作成及びデータ入力
滞納整理担当 特別整理担当	保険料未納分に関する電話や窓口の問合せ対応、財産調査に関する資料作成及びデータ入力、統計資料作成
国保給付係	給付に関する電話や窓口での問合せ対応 療養費等の支払い及び不当利得事務に関する資料作成及びデータ入力
高齢者医療係	後期高齢者医療制度に関する電話や窓口での問合せ対応、資格等日次処理、還付処理等の資料作成及びデータ入力
国民年金係	国民年金に関する電話や窓口での問合せ対応 新規取得・種別変更や保険料免除申請等の事務やチェック作業等

## 11. 国保のあゆみ

年 月	主 な 事 項
昭和33. 12	新国民健康保険法（以下「法」という）制定（34.1.1 施行）
34. 10	特別区国民健康保険事業調整条例制定（10.23 施行）
11	杉並区国民健康保険条例（以下「条例」という）制定（12.1 施行） 杉並区国民健康保険運営協議会規則制定（11.26 施行）
12	特別区一斉に国民健康保険事業開始 保険給付率、世帯主7割、世帯員5割 助産費1,500円、葬祭費2,500円、保険料均等割額600円 保険料所得割額前年度区民税額100分の95、保険料限度額50,000円 被保険者証交付 本区発足時世帯35,048世帯、被保険者99,441人
35. 2	杉並区国民健康保険条例施行規則制定（2.1 施行）
10	都民皆保険達成
36. 4	国民皆保険達成
7	医療費改定（12.5%引き上げ）
12	医療費緊急是正（2.3%引き上げ）
37. 3	法の一部改正（4.1 施行） 療養給付費に対する国の負担割合を100分の20から100分の25に引き上げ
11	条例の一部改正（12.1 施行） 助産費1,500円を2,000円に改定
38. 3	条例の一部改正（4.1 施行） （1）結核予防法第34、35条及び精神衛生法第29条適用医療の10割給付 （2）保険料均等割額を38年度に限り600円から500円に引き下げ
10	条例の一部改正（10.1 施行） （1）準世帯主の7割給付 （2）老人ホーム収容者の国保適用除外 （3）督促手数料撤廃

38. 12	<p>条例の一部改正 (12.26 施行)</p> <p>低所得者に対する保険料減額対象世帯及び減額賦課に関する規定の設定 (38 年度分保険料から適用)</p>
39. 3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>助産費 2,000 円を 3,000 円に、葬祭費 2,500 円を 3,000 円にそれぞれ改正</p>
12	<p>条例の一部改正 (40.1.1 施行)</p> <p>家族の給付率を 5 割から 7 割に引き上げ</p>
40. 1	<p>医療費緊急是正 (9.5%引き上げ)</p>
3	<p>条例の一部改正 (3.31 施行)</p> <p>(1) 低所得被保険者に対する保険料軽減額の引き上げ</p> <p>(2) 延滞金の金額及び規定の改正</p> <p>(40 年度分保険料から適用)</p>
10	<p>条例の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>低所得被保険者に対する保険料減額措置対象世帯の範囲拡大</p> <p>(40 年度分保険料から適用)</p> <p>薬価基準 10.2%引き下げ</p>
41. 3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>保険料所得割額の賦課対象を区民税額から住民税額 (特別区民税 + 都民税) に変更</p>
6	<p>法の一部改正 (6.6 施行)</p> <p>療養給付費に対する国の負担割合を 100 分の 25 から 100 分の 40 に引き上げ</p>
7	<p>条例の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>保険料所得割料率の 100 分の 95 を 100 分の 112 に改定</p>
42. 1	<p>法施行規則の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>日本に永住を許可された大韓民国国民並びに外国人世帯に属する日本人について国保適用</p>
3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>地方税法の改正に伴い保険料所得割額の算定にあたり退職所得にかかる住民税額の除外</p>



<p>42. 10</p> <p>12</p>	<p>条例の一部改正（10.5 施行）</p> <p>（1） 保険料軽減対象世帯の範囲拡大</p> <p>（2） 軽減対象世帯の所得計算から退職所得を除外</p> <p>（3） 延滞金に関する規定の整備 （42 年度分保険料から適用）</p> <p>医療費改定（医科 7.68%、歯科 12.65%引き上げ）</p>
<p>43. 3</p> <p>6</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>育児手当金の新設、支給額 2,000 円</p> <p>条例の一部改正（6.21 施行）</p> <p>（1） 保険料軽減対象世帯の範囲拡大</p> <p>（2） 地方税法の改正に伴い保険料の延滞金に関する規定の一部改正 （43 年度分保険料から適用）</p>
<p>44. 1</p> <p>6</p> <p>12</p>	<p>薬価基準 5.6%引き下げ</p> <p>条例の一部改正</p> <p>（1） 精神衛生法第 32 条適用医療を 10 割給付（8.1 施行）</p> <p>（2） 助産費 3,000 円を 10,000 円に改定（9.1 施行）</p> <p>都の老人医療費無料化実施（70 歳以上）</p>
<p>45. 2</p> <p>3</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p>	<p>医療費改定（医科 8.77%、歯科 9.73%引き上げ）</p> <p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>葬祭費 3,000 円を 5,000 円に改定</p> <p>条例の一部改正（6.22 施行）</p> <p>（1） 保険料所得割額の算定について用語の明確化</p> <p>（2） 延滞金の計算を日歩から年利建てとする （45 年度分保険料から適用）</p> <p>医療費改定（医科 0.97%引き上げ）</p> <p>薬価基準 3.0%引き下げ</p>

47.	2	医療費改定（医科 13.7%、歯科 13.7%、調剤 6.54%引き上げ） 薬価基準 3.9%引き下げ
	12	条例の一部改正（48.1.1 施行） 外国人登録されている外国人に国保適用
48.	1	国の老人医療費無料化実施（70 歳以上）
	7	都の老人医療費無料化支給年齢引き下げ実施（65 歳以上）
	11	条例の一部改正（12.26 施行） 高額療養費支給制度の新設（12 月診療分から適用）
49.	2	医療費改定（医療 19.0%、歯科 19.9%、調剤 8.5%引き上げ） 薬価基準 3.4%引き下げ
	3	条例の一部改正（4.1 施行） （1） 助産費 10,000 円を 20,000 円に改定 （2） 葬祭費 5,000 円を 10,000 円に改定
	6	条例の一部改正（10.1 施行） （1） 保険料限度額 50,000 円を 80,000 円に改定 （2） 保険料（所得割）特別減免制度の実施
	10	医療費改定（医科 16.0%、歯科 16.2%、調剤 6.6%引き上げ）
50.	1	薬価基準 1.55%引き下げ
	10	高額療養費法定給付化（10.1 施行）一部負担金 30,000 円
51.	3	条例の一部改正（4.1 施行） （1） 保険料均等割額 600 円を 2,400 円に改定 （2） 保険料限度額 80,000 円を 120,000 円に改定 （3） 条例減額の額の改定 （4） 助産費 20,000 円を 40,000 円に改定
	4	保険料訪問徴収制度を廃止し自主納付制度に一本化 医療費改定（医科 9.0%引き上げ）

51.	7	<p>条例の一部改正（7.1 施行）</p> <p>保険料（均等割）条例減額該当者に対する減額賦課の規定の新設（51 年度分保険料から適用）</p>
	8	<p>高額療養費自己負担限度額 30,000 円を 39,000 円に改定</p> <p>医療費改定（歯科 9.6%、調剤 4.9%引き上げ）</p>
52.	4	<p>高額療養費資金貸付制度発足</p>
53.	2	<p>医療費改定（医科 9.3%、歯科 12.5%、調剤 1.6%引き上げ）</p> <p>薬価基準 5.8%引き下げ</p>
	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料均等割額 2,400 円を 4,800 円に改定</p> <p>（2） 保険料限度額 120,000 円を 170,000 円に改定</p> <p>（3） 条例減額の額を改定</p> <p>（4） 助産費 40,000 円を 60,000 円に改定</p> <p>（5） 葬祭費 10,000 円を 20,000 円に改定</p>
54.	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>助産費重複支給の制限規定の新設（10.1 から適用）</p>
	11	<p>条例の一部改正（55.4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料均等割額 4,800 円を 6,000 円に改定</p> <p>（2） 保険料所得割料率 100 分の 112 を 100 分の 122 に改定</p> <p>（3） 保険料限度額 170,000 円を 220,000 円に改定</p> <p>（4） 条例減額の額を改定</p> <p>（5） 助産費 60,000 円を 80,000 円に改定</p> <p>（6） 葬祭費 20,000 円を 30,000 円に改定</p>
55.	4	<p>特別区の保険料賦課方式を所得対応から医療費対応へ</p>
	11	<p>条例の一部改正（56.4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料均等割額 6,000 円を 8,400 円に改定</p> <p>（2） 保険料所得割料率 100 分の 122 を 100 分の 118 に改定</p> <p>（3） 保険料限度額 220,000 円を 240,000 円に改定</p> <p>（4） 条例減額の額の改定（56 年度分保険料から適用）</p>

<p>56. 6</p> <p>1 1</p>	<p>条例の一部改正（6.22 施行）</p> <p>    条例減額の額の改定（56 年度分保険料から適用）</p> <p>医療費改定（医科 8.4%、歯科 5.9%、調剤 3.8%引き上げ）</p> <p>薬価基準 18.6%引き下げ</p> <p>条例の一部改正（57.4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料賦課基準を前年度住民税額から当該年度住民税額に変更</p> <p>（2） 保険料均等割額 8,400 円を 9,000 円に改定</p> <p>（3） 保険料所得割料率 100 分の 118 を 100 分の 107 に改定</p> <p>（4） 保険料限度額 240,000 円を 260,000 円に改定</p> <p>（5） 条例減額の額の改定</p> <p>（6） 助産費 80,000 円を 100,000 円に改定</p> <p>（7） 特別減免制度の廃止</p>
<p>57. 3</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p>	<p>医療費通知実施（56.12 月診療分）</p> <p>条例の一部改正（7.1 施行）</p> <p>    条例限度額基準額の改定（57 年度分保険料から適用）</p> <p>老人保健法成立（58.2.1 施行）</p> <p>高額療養費自己負担限度額 39,000 円を 51,000 円に改定、暫定措置として 57 年 12 月診療分まで 45,000 円、住民税非課税世帯及び老人被保険者については 39,000 円措置</p>
<p>58. 1</p> <p>6</p> <p>1 2</p>	<p>薬価基準 4.9%引き下げ</p> <p>条例の一部改正（6.22 施行）</p> <p>（1） 条例減額基準額の改定（58 年度分保険料から適用）</p> <p>（2） 過料の額の改定（10.1 から適当）</p> <p>条例の一部改正（59.4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料限度額 260,000 円を 280,000 円に改定</p> <p>（2） 保険料限度額規定の整備</p>

59.	3	医療費改定（医科 3.0%、歯科 1.1%、調剤 1.0%引き上げ） 薬価基準 16.6%引き下げ
	6	条例の一部改正（6.29 施行） （1） 条例減額基準額の改定（59 年度分保険料から適用） （2） 助産費支給対象外者に対する用語の整備
	9	条例の一部改正（10.1 施行） 退職者医療制度実施に伴い一部負担金割合等の規定の整備
	10	高額療養費自己負担限度額に世帯合算負担軽減、支給対象 4 回目以降負担額軽減、長期特定疾病負担額軽減の特例をいれる
	12	条例の一部改正（60.4.1 施行） （1） 保険料限度額 280,000 円を 310,000 円に改定 （2） 被用者保険との保険料二重賦課規定の整備
60.	3	医療費改定（医科 3.5%、歯科 2.5%、調剤 0.2%引き上げ） 薬価基準 6.0%引き下げ
61.	3	条例の一部改正（4.1 施行） （1） 国民健康保険運営協議会に被用者保険等保険者を代表する委員を加える （2） 保険料均等割額 9,000 円を 12,000 円に改定 （3） 保険料限度額 310,000 円を 350,000 円に改定 （4） 助産費 100,000 円を 130,000 円に改定 （5） 葬祭費 30,000 円を 50,000 円に改定 （6） 退職者医療制度実施に伴い保険料賦課に係る規定の整備 医療費改定（医療 2.5%、歯科 1.5%、調剤 0.3%引き上げ） 薬価基準 5.1%引き下げ
	5	高額療養費自己負担限度額 51,000 円を 54,000 円に改定
	6	条例の一部改正（7.2 施行） 条例減額基準額の改定（61 年度分保険料から適用）
	12	法の一部改正（62.1.1 施行） 保険料滞納者に対する措置を規定

62.	3	<p>条例の一部改正</p> <p>(1) 過料に係る規定の整備 (3.18 施行)</p> <p>(2) 保険料限度額 350,000 円を 370,000 円に改定 (4.1 施行)</p>
63.	3	<p>保険料限度額 370,000 円を 390,000 円に改定 (4.1 施行)</p>
	4	<p>医療費改定 (医科 3.8%、調剤 1.7%引き上げ)</p> <p>薬価基準 10.2%引き下げ</p> <p>法の一部改正</p> <p>保険基盤安定制度の創設</p>
平成元.	3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>(1) 保険料均等割額 12,000 円を 14,400 円に改定</p> <p>(2) 保険料限度額 390,000 円を 400,000 円に改定</p> <p>(3) 地方税法改正に伴い保険料減額賦課に係る規定の整備</p>
	6	<p>高額療養費自己負担額 54,000 円 (非課税世帯 30,000 円) を 57,000 円 (31,800 円) に、 多数該当 30,000 円 (21,000 円) を 33,000 円 (22,200 円) に改定 (7.1 施行)</p>
2.	3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>保険料限度額 400,000 円を 420,000 円に改定</p>
	4	<p>医療費改定 (医科 4.0%、歯科 1.4%、調剤 1.9%引き上げ)</p> <p>薬価基準 9.2%引き下げ</p>
	6	<p>法の一部改正</p> <p>保険基盤安定制度の恒久化</p>
3.	4	<p>高額療養費自己負担額 57,000 円 (非課税世帯 31,800 円) を 60,000 円 (33,600 円) に、 多数該当 33,000 円 (22,200 円) を 34,800 円 (23,400 円) に改定 (5.1 施行)</p>
4.	3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>(1) 保険料均等割額 14,400 円を 16,800 円に改定</p> <p>(2) 保険料限度額 420,000 円を 440,000 円に改定</p> <p>(3) 助産費 130,000 円を 240,000 円に改定</p>
5.	3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>保険料限度額 440,000 円を 460,000 円に改定</p>

5.	4	高額療養費自己負担額 60,000 円（非課税世帯 33,600 円）を 63,000 円（35,400 円）に、多数該当 34,800 円（23,400 円）を 37,200 円（24,600 円）に改定（5.1 施行）
6.	3	条例の一部改正（4.1 施行） 保険料限度額 460,000 円を 500,000 円に改定
	4	医療費改定（医科 5.2%、歯科 2.3%、調剤 2.1%引き上げ） 薬価基準 6.6%引き下げ
	6	条例の一部改正（7.1 施行） （1） 保険料均等割額 16,800 円を 15,900 円に読み替えて適用 （2） 保険料所得割料率 100 分の 107 を 100 分の 133.7 に読み替えて適用 ※ 平成 6 年度分に限る
	9	条例の一部改正（10.1 施行） （1） 入院時食事療養費の新設（標準負担額・一般 1 日 600 円、減額措置該当者 90 日までの入院 1 日 450 円、90 日をこえる入院 1 日 300 円） （2） 訪問看護療養費の新設 （3） 付添看護等に係る給付の改善 （4） 出産育児一時金の新設 助産費（240,000 円）及び育児手当金（2,000 円）を統合して出産育児一時金（300,000 円）とする （5） 用語の改正 療養取得機関を保険医療機関にする等用語の改正を行う
7.	3	法の一部改正 保険基盤安定制度の特別継続、精神・結核に係る住所地主義の特例創設 条例の一部改正（4.1 施行） 保険料所得割料率を 100 分の 119 に改定
	9	条例の一部改正（10.2 施行） （1） 結核予防法・精神保健法適用被保険者について、一部負担金の支払を要しない旨の規定削除（7.7.1 からの適用） （2） 結核・精神医療給付金の新設（7.7.1 から適用） （3） 地方税法改正に伴う保険料減額賦課に係る規定の整備

8.	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料限度額 500,000 円を 520,000 円に改定</p> <p>（2） 保険料所得割料率 100 分の 119 を 100 分の 155 に改定</p> <p>（3） 保険料均等割額 16,800 円を 19,500 円に改定</p>
	4	<p>医療費改定（医科 3.6%、歯科 2.2%、調剤 1.3%引き上げ）</p> <p>薬価基準 6.8%引き下げ</p>
	6	<p>高額療養費自己負担限度額 63,000 円を 63,600 円に改定（非課税世帯 35,400 円変わらず）</p>
	10	<p>入院時食事療養費の標準負担額の改定（一般 1 日 760 円、減額措置該当者 90 日までの入院 1 日 650 円、90 日をこえる入院 1 日 500 円）</p>
9.	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 葬祭費 50,000 円を 70,000 円に改定（9 年度分については 60,000 円）</p> <p>（2） 保険料所得割料率 100 分の 155 を 100 分の 162 に改定</p> <p>（3） 保険料均等割額 19,500 円を 22,500 円に改定</p>
	4	<p>医療費改定（医科 1.31%、歯科 0.75%、調剤 1.15%引き上げ）</p> <p>薬価基準 4.4%引き下げ</p>
	6	<p>法の一部改正（9.1 施行）</p> <p>外来薬剤（6 歳未満の者は免除）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内服薬投薬ごとに 1 日分につき 1 種類 0 円、2～3 種類 30 円、4～5 種類 60 円、6 種類以上 100 円</li> <li>・ 外用薬投薬ごとに 1 種類 50 円、2 種類 100 円、3 種類以上 150 円</li> <li>・ 頓服薬投薬ごとに 1 種類につき 10 円</li> </ul>
10.	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 出産育児一時金 300,000 円を 350,000 円に改定</p> <p>（2） 保険料限度額 520,000 円を 530,000 円に改定</p> <p>（3） 保険料所得割料率 100 分の 162 を 100 分の 187 に改定</p> <p>（4） 保険料均等割額 22,500 円を 26,100 円に改定</p>
	4	<p>医療費改正（医科 1.5%、歯科 1.5%、調剤 0.7%引き上げ）</p> <p>薬価基準 9.7%引き下げ</p>



11. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料所得割料率 100 分の 162 を 100 分の 187 に改定（本則）</p> <p>（2） 国民健康保険法施行令改正に伴う保険料減額に係る規定の削除</p>
12. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料の賦課額の改定</p> <p>（2） 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 187 を 100 分の 194 に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 14 を新設 均等割額 7,200 円を新設</p> <p>限度額 70,000 円を新設</p> <p>（3） 基礎賦課総額の新設</p> <p>介護納付金賦課総額の新設</p>
4	<p>医療費改正（医科 2.0%、歯科 2.0%、調剤 0.8%引き上げ）</p> <p>薬価基準 7.0%引き下げ</p>
13. 1	<p>法の一部改正（1.1 施行）</p> <p>（1） 高額療養費の自己負担限度額 1 ヶ月 63,600 円を次のとおり改定</p> <p>一般世帯 <math>63,600 \text{ 円} + (\text{医療費} - 318,000 \text{ 円}) \times 0.01</math></p> <p>上位所得者 <math>121,800 \text{ 円} + (\text{医療費} - 609,000 \text{ 円}) \times 0.01</math></p> <p>特別区民税非課税世帯 35,400 円のまま据え置き</p> <p>（2） 入院時の食事負担一日 760 円を一日 780 円に改定</p> <p>（3） 海外療養費の新設</p> <p>（4） 住所地特例の拡大 長期入院した場合も住所地特例とする</p>
3	<p>条例の一部改正（13.4.1 施行）</p> <p>（1） 運営協議会の会議の公開を規定</p> <p>（2） 保険料の改定</p> <p>医療分 均等割額 26,100 円を 27,300 円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 14 を 100 分の 19 に改定</p> <p>均等割額 7,200 円を 8,100 円に改定</p> <p>（3） 医療分保険料の賦課割合 67 : 33 を 66 : 34 に改定</p> <p>国民健康保険出産費資金貸付基金条例の制定（13.3.15 施行）</p>
14. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 保険料賦課総額の賦課割合 66 : 34 を 64 : 36 に改定</p> <p>介護分 均等割額 8,100 円を 7,800 円に改定</p>

<p>14.4</p> <p>10</p>	<p>医療費改定 医科 1.3%、歯科 1.3%、調剤 1.3%引き下げ (4.1 改定) 薬価基準 1.4%引き下げ (4.1 改定)</p> <p>法の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>1 一部負担金の割合の変更 3歳未満の乳幼児の一部負担金の割合を3割から2割に引き下げ 老人保健制度の対象年齢が75歳に引き上げられることに伴い、70歳以上の被保険者の一部負担金の割合は、所得に応じて1割又は2割の負担に改正</p> <p>2 高額療養費の自己負担限度額を変更</p> <p>70歳未満</p> <table border="0"> <tr> <td>一般世帯</td> <td>72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01</td> </tr> <tr> <td>上位所得者</td> <td>139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01</td> </tr> </table> <p>70歳以上</p> <table border="0"> <tr> <td>外来 (個人ごと)</td> <td>外来・入院 (世帯単位)</td> </tr> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>40,200円</td> <td>70歳未満一般と同じ</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>40,200円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </table> <p>3 退職被保険者等に係る老人医療拠出金は、退職者医療制度で2分の1から全額負担に改正</p>	一般世帯	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01	上位所得者	139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯単位)	一定以上所得者	40,200円	70歳未満一般と同じ	一般	12,000円	40,200円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円
一般世帯	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01																		
上位所得者	139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01																		
外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯単位)																		
一定以上所得者	40,200円	70歳未満一般と同じ																	
一般	12,000円	40,200円																	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円																	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円																	
<p>15.3</p> <p>4</p>	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 賦課方式の変更 年2回4月、7月に算出していた方法から、6月に当該年度住民税による年1回の算出、賦課方式に変更。</p> <p>2 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分 所得割料率</td> <td>100分の194を100分の204に改定</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>27,300円を29,400円に改定</td> </tr> <tr> <td>介護分 所得割料率</td> <td>100分19を100分の23に改定</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>7,800円を9,000円に改定</td> </tr> </table> <p>法施行規則の一部改正 被保険者証を一人1枚のカード様式に変更 (4.1の更新時より)</p> <p>法の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 退職被保険者等の一部負担割合の変更</p> <table border="0"> <tr> <td>退職被保険者本人</td> <td>外来 2割</td> <td>入院 2割</td> <td rowspan="2">} を全て3割に引き上げ</td> </tr> <tr> <td>退職被保険者の被扶養者</td> <td>外来 3割</td> <td>入院 2割</td> </tr> </table>	医療分 所得割料率	100分の194を100分の204に改定	均等割額	27,300円を29,400円に改定	介護分 所得割料率	100分19を100分の23に改定	均等割額	7,800円を9,000円に改定	退職被保険者本人	外来 2割	入院 2割	} を全て3割に引き上げ	退職被保険者の被扶養者	外来 3割	入院 2割			
医療分 所得割料率	100分の194を100分の204に改定																		
均等割額	27,300円を29,400円に改定																		
介護分 所得割料率	100分19を100分の23に改定																		
均等割額	7,800円を9,000円に改定																		
退職被保険者本人	外来 2割	入院 2割	} を全て3割に引き上げ																
退職被保険者の被扶養者	外来 3割	入院 2割																	

15. 6	<p>2 高額療養費の自己負担限度額を変更</p> <p>70歳未満</p> <p>一般世帯 72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 0.01</p> <p>上位所得者 139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 0.01</p> <p>3 保険料徴収事務を私人(コンビニエンスストア等)に委託できるように改正</p> <p>全国で初めてコンビニエンスストアでの国民健康保険料の納付を開始</p>
16. 3	<p>条例の一部改正(4.1 施行)</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の204を100分の208に改定</p> <p>均等割額 29,400円を30,200円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の23から100分の25に改定</p> <p>均等割額 9,000円から10,800円に改定</p> <p>4 医療費改定 薬価基準 1.0%引き下げ(4.1 改定)</p>
17. 3	<p>条例の一部改正(4.1 施行)</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 均等割額 30,200円を32,100円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の25から100分の32に改定</p> <p>均等割額 10,800円から12,000円に改定</p> <p>4 法の一部改正(4.1 施行)</p> <p>市区町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担を見直し、都道府県負担を導入</p> <p>5 画像レセプト情報管理システムの導入</p> <p>資格・内容点検、過誤・再審査申出等の給付事務を効率的に行うため、画像レセプト情報管理システムを導入した。</p>
18. 3	<p>条例の一部改正(4.1 施行)</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の208を100分の182に改定</p> <p>均等割額 32,100円を33,300円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の32から100分の36に改定</p>

<p>18. 4</p>	<p>医療費改定 医科 1.5% 歯科 1.5% 調剤 0.6%引き下げ (4.1 改定)  薬価基準 1.8%引き下げ (4.1 改定)  精神医療給付金の対象者と給付額の改定  入院時食事療養費の標準負担額が、1日 780 円から 1食 260 円に改定</p> <p>6 健康保険法等の一部を改正する法律 (医療制度改革法案) の成立</p> <p>10 法の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>1 一部負担金の割合の変更  70 歳以上の被保険者の一部負担金の割合を所得に応じて 2 割から 3 割に改正</p> <p>2 高額療養費の自己負担限度額を改正</p> <p>70 歳未満</p> <p>一般世帯 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01  上位所得者 150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 0.01</p> <p>70 歳以上 外来 外来・入院 (世帯単位)</p> <p>一定以上所得者 44,400 円 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01  一般世帯 変更なし 44,400 円</p> <p>3 特定療養費を廃止し、保険外併用療養費と入院時生活療養費を新設</p> <p>4 人工透析を必要とする 70 歳未満の上位所得者の自己負担限度額を 10,000 円から 20,000 円に改定</p>
<p>19. 3</p>	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 182 を 100 分の 124 に改定  均等割額 33,300 円を 35,100 円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 36 を 100 分の 20 に改定  限度額を 80,000 円から 90,000 円に改定</p> <p>2 緩和措置の適用</p> <p>地方税法の改正による税率変更の影響を緩和するため、課税総所得金額 700 万円以下の場合は、課税総所得金額の 2.5% (上限 5 万円) を住民税所得割額から控除し、保険料を算定する措置を設けた。</p> <p>4 法施行規則の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>70 歳未満の被保険者の入院時に係る高額療養費の現物給付制度を導入。  出産育児一時金の受取代理の実施  被保険者の出産に伴う一時的な費用負担を軽減する制度として、出産育児一時金受取代理制度を導入。</p>

20. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 124 を 100 分の 90 に改定 均等割額 35,100 円を 28,800 円に改定 限度額 530,000 円を 470,000 円に改定</p> <p>後期高齢者支援金分を創設</p> <p>所得割料率 100 分の 27 とする。 均等割額 8,100 円とする。 限度額 120,000 円とする。</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 20 を 100 分の 18 に改定 均等割額 12,000 円を 11,100 円に改定</p> <p>2 緩和措置の適用</p> <p>平成 19 年度に引き続き、緩和措置を実施。</p> <p>3 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定同一世帯所属者に係る保険料の減額</li> <li>・ 旧健康保険被扶養者に係る保険料の減免</li> </ul>
4	<p>後期高齢者医療制度の創設</p> <p>75 歳以上の被保険者（寝たきりなどの障害がある 65 歳以上で認定を受けた者）は、国民健康保険適用の対象外となる。</p> <p>法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>一部負担金の割合の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 歳未満の負担割合「2 割」の対象を義務教育就学前（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）に拡大。</li> <li>・ 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた割合を「1 割」から「2 割」に改正。（ただし、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの一年間、負担割合を 1 割に凍結。自己負担限度額も同様に据え置く。）</li> <li>・ 入院時生活療養費の適用を 70 歳から 65 歳に改正</li> <li>・ 高額医療・高額介護合算制度の新設</li> <li>・ 退職者医療制度の廃止</li> </ul> <p>経過措置として、平成 26 年度中までは新規適用を行い、平成 27 年度以降は、退職被保険者全員が 65 歳到達等で一般被保険者となるまで制度を存続する。</p> <p>医療費改定 医科 0.42% 歯科 0.42% 調剤 0.17% 引き上げ（4.1 改定） 薬価基準 1.1% 引き下げ（4.1 改定）</p>
6	<p>特定健康診査の健診開始（40 歳から 74 歳までの被保険者対象）</p>

20. 10	<p>滞納者への納付勧奨を電話で行う「納付センター」を開設  (同時に滞納整理システム稼働)</p> <p>特定保健指導開始(特定健康診査の結果、国が定めた基準により、メタボリックシンドロームが強く疑われる方と予備群の方が対象)</p>																		
21. 1	<p>「産科医療補償制度」開始に伴い、出産育児一時金を350,000円から380,000円に改定  法施行令等の一部改正(1.1 施行)</p> <p>75歳到達により後期高齢者医療制度に移行した被保険者等の自己負担限度額を移行月(1日除く)のみ1/2に改正</p> <p>3 条例の一部改正(4.1 施行)</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0" data-bbox="491 815 1233 898"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の90を100分の68に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>28,800円を27,600円に改定</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分を創設</p> <table border="0" data-bbox="628 958 1233 1041"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100分の27を100分の26に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>8,100円を9,600円に改定</td> </tr> </table> <table border="0" data-bbox="491 1055 1233 1137"> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の18を100分の12に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>90,000円を100,000円に改定</td> </tr> </table> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成20年度1割に凍結したが、さらに平成22年3月までの1年間継続</p> <p>10 出産育児一時金</p> <p>妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするための緊急の少子化対策として、出産育児一時金を380,000円から420,000円に改定するとともに、医療機関等への直接支払制度を開始</p> <p>国民健康保険料の年金からの引き落とし(特別徴収)を開始。国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住民税を合わせたオンライン画面を作成し、問い合わせにワンストップで対応</p>	医療分	所得割料率	100分の90を100分の68に改定		均等割額	28,800円を27,600円に改定		所得割料率	100分の27を100分の26に改定		均等割額	8,100円を9,600円に改定	介護分	所得割料率	100分の18を100分の12に改定		限度額	90,000円を100,000円に改定
医療分	所得割料率	100分の90を100分の68に改定																	
	均等割額	28,800円を27,600円に改定																	
	所得割料率	100分の27を100分の26に改定																	
	均等割額	8,100円を9,600円に改定																	
介護分	所得割料率	100分の18を100分の12に改定																	
	限度額	90,000円を100,000円に改定																	
22. 1	<p>税申告の保険料控除記載時などの参考資料として、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の年内納付額を記載した通知を送付</p>																		

22. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 68 を 100 分の 80 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>27,600 円を 31,200 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>470,000 円を 500,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 26 を 100 分の 23 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>9,600 円を 8,700 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>120,000 円を 130,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>介護分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 12 を 100 分の 16 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>11,100 円を 12,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>2 保険料減額</p> <p>応益割合にかかわらず、7 割、5 割、2 割減額を一律導入</p> <p>3 旧健康保険被扶養者に係る保険料の条例減免を継続</p> <p>旧健康保険被扶養者に係る 2 年間の経過措置である保険料減免の取り扱いを平成 25 年 3 月 31 日まで延長</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 21 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 23 年 3 月までの 1 年間継続</p> <p>医療費改定 医科 1.74% 歯科 2.09% 調剤 0.52%引き上げ 薬価基準 1.36%引き下げ</p> <p>6 非自発的失業者に対する保険料の軽減措置</p> <p>非自発的失業者が、失業時からその翌年度までの間、前年度の給与所得を 30/100 として保険料を計算する軽減措置の受付を開始。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得 30/100 として計算</p>	医療分	所得割料率	100 分の 68 を 100 分の 80 に改定		均等割額	27,600 円を 31,200 円に改定		限度額	470,000 円を 500,000 円に改定		所得割料率	100 分の 26 を 100 分の 23 に改定		均等割額	9,600 円を 8,700 円に改定		限度額	120,000 円を 130,000 円に改定		所得割料率	100 分の 12 を 100 分の 16 に改定		均等割額	11,100 円を 12,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 68 を 100 分の 80 に改定																							
	均等割額	27,600 円を 31,200 円に改定																							
	限度額	470,000 円を 500,000 円に改定																							
	所得割料率	100 分の 26 を 100 分の 23 に改定																							
	均等割額	9,600 円を 8,700 円に改定																							
	限度額	120,000 円を 130,000 円に改定																							
	所得割料率	100 分の 12 を 100 分の 16 に改定																							
	均等割額	11,100 円を 12,000 円に改定																							

<p>23. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料賦課方式の変更と保険料軽減の経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料賦課の所得割算定方式を「住民税方式」から「旧ただし書き方式」に変更</li> <li>・賦課方式変更に伴い、保険料負担の増加する階層が生じることから、平成 23 年度と平成 24 年度の 2 年間、住民税非課税と「旧ただし書き所得」が課税標準額の 1.5 倍を超える場合を対象に、3 段階の区分で保険料を軽減する経過措置を設ける</li> </ul> <p>2 保険料の改定</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">医療分</td> <td style="padding-right: 10px;">所得割料率</td> <td>100 分の 80 を 100 分の 6.13 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>500,000 円を 510,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 10px;">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 23 を 100 分の 1.96 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>130,000 円を 140,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 10px;">介護分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 16 を 100 分の 0.98 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>12,000 円を 13,200 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>100,000 円を 120,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>出産育児一時金の支給額</p> <p>平成 23 年 4 月以降も現行の 42 万円を維持する。小規模な診療所・助産所等を対象に従来の受取代理制度を復活</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 22 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 24 年 3 月までの 1 年間継続</p>	医療分	所得割料率	100 分の 80 を 100 分の 6.13 に改定		限度額	500,000 円を 510,000 円に改定	後期高齢者支援金分				所得割料率	100 分の 23 を 100 分の 1.96 に改定		限度額	130,000 円を 140,000 円に改定	介護分				所得割料率	100 分の 16 を 100 分の 0.98 に改定		均等割額	12,000 円を 13,200 円に改定		限度額	100,000 円を 120,000 円に改定						
医療分	所得割料率	100 分の 80 を 100 分の 6.13 に改定																																
	限度額	500,000 円を 510,000 円に改定																																
後期高齢者支援金分																																		
	所得割料率	100 分の 23 を 100 分の 1.96 に改定																																
	限度額	130,000 円を 140,000 円に改定																																
介護分																																		
	所得割料率	100 分の 16 を 100 分の 0.98 に改定																																
	均等割額	12,000 円を 13,200 円に改定																																
	限度額	100,000 円を 120,000 円に改定																																
<p>24. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">医療分</td> <td style="padding-right: 10px;">所得割料率</td> <td>100 分の 6.13 を 100 分の 6.28 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>31,200 円を 30,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 10px;">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.96 を 100 分の 2.23 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>8,700 円を 10,200 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 10px;">介護分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 0.98 を 100 分の 1.38 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>13,200 円を 14,100 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>100,000 円を 120,000 円に改定</td> </tr> </table>	医療分	所得割料率	100 分の 6.13 を 100 分の 6.28 に改定		均等割額	31,200 円を 30,000 円に改定		限度額	510,000 円で前年度と同	後期高齢者支援金分				所得割料率	100 分の 1.96 を 100 分の 2.23 に改定		均等割額	8,700 円を 10,200 円に改定		限度額	140,000 円で前年度と同	介護分				所得割料率	100 分の 0.98 を 100 分の 1.38 に改定		均等割額	13,200 円を 14,100 円に改定		限度額	100,000 円を 120,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 6.13 を 100 分の 6.28 に改定																																
	均等割額	31,200 円を 30,000 円に改定																																
	限度額	510,000 円で前年度と同																																
後期高齢者支援金分																																		
	所得割料率	100 分の 1.96 を 100 分の 2.23 に改定																																
	均等割額	8,700 円を 10,200 円に改定																																
	限度額	140,000 円で前年度と同																																
介護分																																		
	所得割料率	100 分の 0.98 を 100 分の 1.38 に改定																																
	均等割額	13,200 円を 14,100 円に改定																																
	限度額	100,000 円を 120,000 円に改定																																



24. 4	<p>2 保険料軽減の経過措置 前年度の賦課方式変更に伴い、住民税非課税と「旧ただし書き所得」が課税標準額の1.5倍を超える場合を対象に、3段階の区分で保険料を軽減する経過措置を前年度に引続き設ける</p> <p>法施行規則の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 高額療養費の現物給付制度について、従前からの入院に加え外来を対象とする。</p> <p>2 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続 平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成22年度1割に凍結したが、さらに平成25年3月までの1年間継続</p> <p>3 医療費改定 医科1.55% 歯科1.7% 調剤0.46%引き上げ（4.1 改定） 薬価基準1.38%引き下げ（4.1 改定）</p>																											
25. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table data-bbox="478 985 1276 1456"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の6.28を100分の6.02に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>30,000円を30,600円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の2.23を100分の2.34に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>10,200円を10,800円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の1.38を100分の1.64に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>14,100円を15,000円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>120,000円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>2 住民税非課税者の保険料軽減措置 平成23年度の賦課方式変更に伴う経過措置は終了とする。新たに「住民税非課税者」を対象に25年度、26年度の2年間、減額措置を実施する。</p> <p>3 国保から後期高齢者医療制度に移行した方のいる世帯の保険料軽減特例措置 移行して5年以内の方を対象としていたものを、移行した全ての方を対象とするよう改定する。</p> <p>高額療養費資金及び出産費資金貸付基金の見直し 介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金と統合し、かつ基金額を1千万円とした。介護貸付基金は廃止する。</p>	医療分	所得割料率	100分の6.28を100分の6.02に改定		均等割額	30,000円を30,600円に改定		限度額	510,000円で前年度と同	後期高齢者支援金分	所得割料率	100分の2.23を100分の2.34に改定		均等割額	10,200円を10,800円に改定		限度額	140,000円で前年度と同	介護分	所得割料率	100分の1.38を100分の1.64に改定		均等割額	14,100円を15,000円に改定		限度額	120,000円で前年度と同
医療分	所得割料率	100分の6.28を100分の6.02に改定																										
	均等割額	30,000円を30,600円に改定																										
	限度額	510,000円で前年度と同																										
後期高齢者支援金分	所得割料率	100分の2.23を100分の2.34に改定																										
	均等割額	10,200円を10,800円に改定																										
	限度額	140,000円で前年度と同																										
介護分	所得割料率	100分の1.38を100分の1.64に改定																										
	均等割額	14,100円を15,000円に改定																										
	限度額	120,000円で前年度と同																										

<p>25. 4</p> <p>10</p>	<p>高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成22年度1割に凍結したが、さらに平成26年3月までの1年間継続</p> <p>ジェネリック差額通知実施（25.7月調剤分）</p>
<p>26. 3</p> <p>4</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の6.02を100分の6.30に改定 均等割額 30,600円を32,400円に改定 限度額 510,000円で前年度と同</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割料率 100分の2.34を100分の2.17に改定 均等割額 10,800円で前年度と同 限度額 140,000円を160,000円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の1.64を100分の1.56に改定 均等割額 15,000円を15,300円に改定 限度額 120,000円を140,000円に改定</p> <p>2 保険料均等割軽減の拡大 5割軽減対象世帯の拡大と減額判定基準額の引き上げ、また、2割減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 住民税非課税者の保険料軽減措置 25年度に引き続き26年度まで、「住民税非課税者」を対象に減額措置を実施する。</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合の見直し 平成26年4月1日以降に70歳になる被保険者から、一部負担金の所得に応じた負担割合を2割または3割とする。ただし、それ以前に70歳になった被保険者で2割と判定された方は、1割のまま継続される。</p> <p>医療費改定（4.1 改定） 医科0.82% 歯科0.99% 調剤0.22%引き上げ 薬価基準0.63%引き下げ（4.1 改定）</p>

27.	1	<p>法施行令の一部改正（1.1 施行）</p> <p>① 70歳未満の高額療養費の自己負担限度額を改正</p> <p>旧ただし書き所得 901万円超 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 0.01</p> <p>旧ただし書き所得 600万円～901万円以下 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 0.01</p> <p>旧ただし書き所得 210万円～600万円以下 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 0.01</p> <p>旧ただし書き所得 210万円以下 57,600円</p> <p>② 70歳未満の高額介護合算療養費の自己負担限度額を改正</p> <table border="0"> <tr> <td>旧ただし書き所得 901万円超</td> <td>2,120,000円</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得 600万円～901万円以下</td> <td>1,410,000円</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得 210万円～600万円以下</td> <td>670,000円</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得 210万円以下</td> <td>600,000円</td> </tr> </table>	旧ただし書き所得 901万円超	2,120,000円	旧ただし書き所得 600万円～901万円以下	1,410,000円	旧ただし書き所得 210万円～600万円以下	670,000円	旧ただし書き所得 210万円以下	600,000円																						
旧ただし書き所得 901万円超	2,120,000円																															
旧ただし書き所得 600万円～901万円以下	1,410,000円																															
旧ただし書き所得 210万円～600万円以下	670,000円																															
旧ただし書き所得 210万円以下	600,000円																															
3		<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の6.30を100分の6.45に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>32,400円を33,900円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000円を520,000円に改定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100分の2.17を100分の1.98に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>10,800円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>160,000円を170,000円に改定</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の1.56を100分の1.45に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>15,300円を14,700円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000円を160,000円に改定</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>5割軽減対象世帯の拡大と減額判定基準額の引き上げ、また、2割減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 財政運営の都道府県単位化の推進</p> <p>保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同安定化事業を恒久化する。</p>	医療分	所得割料率	100分の6.30を100分の6.45に改定		均等割額	32,400円を33,900円に改定		限度額	510,000円を520,000円に改定	後期高齢者支援金分				所得割料率	100分の2.17を100分の1.98に改定		均等割額	10,800円で前年度と同		限度額	160,000円を170,000円に改定	介護分	所得割料率	100分の1.56を100分の1.45に改定		均等割額	15,300円を14,700円に改定		限度額	140,000円を160,000円に改定
医療分	所得割料率	100分の6.30を100分の6.45に改定																														
	均等割額	32,400円を33,900円に改定																														
	限度額	510,000円を520,000円に改定																														
後期高齢者支援金分																																
	所得割料率	100分の2.17を100分の1.98に改定																														
	均等割額	10,800円で前年度と同																														
	限度額	160,000円を170,000円に改定																														
介護分	所得割料率	100分の1.56を100分の1.45に改定																														
	均等割額	15,300円を14,700円に改定																														
	限度額	140,000円を160,000円に改定																														

<p>28. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 6.45 を 100 分の 6.86 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>33,900 円を 35,400 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>520,000 円を 540,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.98 を 100 分の 2.02 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>10,800 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>170,000 円を 190,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>介護分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.45 を 100 分の 1.41 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>14,700 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>160,000 円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>5 割軽減対象世帯及び 2 割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 保険料の減免の申請期限</p> <p>普通徴収の者は納期限前 7 日まで、特別徴収の者は特別徴収対象年金給付の直近の支払日 7 日前までを納期限とする。</p> <p>杉並区国民健康保険データヘルス計画(平成 27～29 年度)の策定</p> <p>4 法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>入院時食事療養標準負担額の変更</p> <p>70 歳未満は 1 食 260 円を 360 円に引き上げ。住民税非課税世帯は、現行どおり。</p> <p>診療報酬改正（4.1 改正）</p> <p>内科 0.56%、歯科 0.61%、調剤 0.17%引き上げ</p> <p>薬価 1.22%引き下げ</p>	医療分	所得割料率	100 分の 6.45 を 100 分の 6.86 に改定		均等割額	33,900 円を 35,400 円に改定		限度額	520,000 円を 540,000 円に改定		所得割料率	100 分の 1.98 を 100 分の 2.02 に改定		均等割額	10,800 円で前年度と同		限度額	170,000 円を 190,000 円に改定		所得割料率	100 分の 1.45 を 100 分の 1.41 に改定		均等割額	14,700 円で前年度と同		限度額	160,000 円で前年度と同
医療分	所得割料率	100 分の 6.45 を 100 分の 6.86 に改定																										
	均等割額	33,900 円を 35,400 円に改定																										
	限度額	520,000 円を 540,000 円に改定																										
	所得割料率	100 分の 1.98 を 100 分の 2.02 に改定																										
	均等割額	10,800 円で前年度と同																										
	限度額	170,000 円を 190,000 円に改定																										
	所得割料率	100 分の 1.45 を 100 分の 1.41 に改定																										
	均等割額	14,700 円で前年度と同																										
	限度額	160,000 円で前年度と同																										
<p>29. 1</p>	<p>国保年金課業務の外部委託開始</p> <p>国保資格係、国保収納係、管理係の業務の一部</p> <p>3 条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 6.86 を 100 分の 7.47 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>35,400 円を 38,400 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>540,000 円で前年度と同</td> </tr> </table>	医療分	所得割料率	100 分の 6.86 を 100 分の 7.47 に改定		均等割額	35,400 円を 38,400 円に改定		限度額	540,000 円で前年度と同																		
医療分	所得割料率	100 分の 6.86 を 100 分の 7.47 に改定																										
	均等割額	35,400 円を 38,400 円に改定																										
	限度額	540,000 円で前年度と同																										

<p>29. 8</p>	<p>後期高齢者支援金分</p> <p>所得割料率 100分の2.02を100分の1.96に改定</p> <p>均等割額 10,800円を11,100円に改定</p> <p>限度額 190,000円で前年度と同</p> <p>介護分 所得割料率 100分の1.41を100分の1.48に改定</p> <p>均等割額 14,700円を15,600円に改定</p> <p>限度額 160,000円で前年度と同</p> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>5割軽減対象世帯及び2割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>法施行令の一部改正（8.1施行）</p> <p>高額療養費の自己負担限度額について、70歳以上の課税世帯を段階的に引き上げる。</p>
<p>30. 1</p> <p>3</p>	<p>国保年金課業務の外部委託を課全体として開始</p> <p>29.1～ 国保資格係、国保収納係、管理係の業務の一部</p> <p>30.1～ 国保給付係、高齢者医療係、国民年金係の業務の一部</p> <p>条例の一部改正（4.1施行）</p> <p>1 「国民健康保険運営協議会」を「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。</p> <p>2 保険料の賦課総額について、国民健康保険事業費納付金をもとに算定する規定に改める。</p> <p>3 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の7.47を100分の7.32に改定</p> <p>均等割額 38,400円を39,000円に改定</p> <p>限度額 540,000円を580,000円に改定</p> <p>後期高齢者支援金分</p> <p>所得割料率 100分の1.96を100分の2.22に改定</p> <p>均等割額 11,100円を12,000円に改定</p> <p>限度額 190,000円で前年度と同</p> <p>介護分 所得割料率 100分の1.48を100分の1.78に改定</p> <p>均等割額 15,600円で前年度と同</p> <p>限度額 160,000円で前年度と同</p> <p>4 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>7割軽減対象世帯、5割軽減対象世帯及び2割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p>

30. 4	国民健康保険制度改革（4.1 施行） 財政運営の都道府県単位化等により財政基盤の安定化を推進
31. 3	条例の一部改正（4.1 施行） 1 保険料の改定 医療分 所得割料率 100 分の 7.32 を 100 分の 7.25 に改定 均等割額 39,000 円を 39,900 円に改定 限度額 580,000 円を 610,000 円に改定 後期高齢者支援金分 所得割料率 100 分の 2.22 を 100 分の 2.24 に改定 均等割額 12,000 円を 12,300 円に改定 限度額 190,000 円で前年度と同 介護分 所得割料率 100 分の 1.78 で前年度と同 均等割額 15,600 円で前年度と同 限度額 160,000 円で前年度と同 2 保険料均等割軽減の拡大 7 割軽減対象世帯、5 割軽減対象世帯及び 2 割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。
令和 2. 3	条例の一部改正（4.1 施行） 1 保険料の改定 医療分 所得割料率 100 分の 7.25 を 100 分の 7.14 に改定 均等割額 39,900 円で前年度と同 限度額 610,000 円を 630,000 円に改定 後期高齢者支援金分 所得割料率 100 分の 2.24 を 100 分の 2.29 に改定 均等割額 12,300 円を 12,900 円に改定 限度額 190,000 円で前年度と同 介護分 所得割料率 100 分の 1.78 を 100 分の 2.09 に改定 均等割額 15,600 円で前年度と同 限度額 160,000 円を 170,000 円に改定 2 保険料均等割軽減の拡大 7 割軽減対象世帯、5 割軽減対象世帯及び 2 割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。

	<p>3 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を新設</p> <p>令和2年2月からの新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、給与等の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき、労務に就くことを予定していた日について傷病手当金を支給するため、条例施行規則の一部改正とあわせて4月1日に施行。</p>																														
令和 2. 6	<p>条例の一部改正 (6.17 施行)</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分及び令和2年度分の保険料の減免の特例について</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等には、令和元年度分及び令和2年度分の一定の保険料を減免することができるようにするため。</p>																														
令和 3. 3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の7.14を100分の7.13に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>39,900円を38,800円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>630,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td colspan="3">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100分の2.29を100分の2.41に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>12,900円を13,200円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>190,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の2.09を100分の2.20に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>15,600円を17,000円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>170,000円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>7割軽減対象世帯、5割軽減対象世帯及び2割減額対象世帯の減額判定基準額の引き下げ及び引き上げを行う。</p>	医療分	所得割料率	100分の7.14を100分の7.13に改定		均等割額	39,900円を38,800円に改定		限度額	630,000円で前年度と同	後期高齢者支援金分				所得割料率	100分の2.29を100分の2.41に改定		均等割額	12,900円を13,200円に改定		限度額	190,000円で前年度と同	介護分	所得割料率	100分の2.09を100分の2.20に改定		均等割額	15,600円を17,000円に改定		限度額	170,000円で前年度と同
医療分	所得割料率	100分の7.14を100分の7.13に改定																													
	均等割額	39,900円を38,800円に改定																													
	限度額	630,000円で前年度と同																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100分の2.29を100分の2.41に改定																													
	均等割額	12,900円を13,200円に改定																													
	限度額	190,000円で前年度と同																													
介護分	所得割料率	100分の2.09を100分の2.20に改定																													
	均等割額	15,600円を17,000円に改定																													
	限度額	170,000円で前年度と同																													
令和 3. 5	<p>条例の一部改正 (5.19 施行)</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度分保険料の減免の特例について</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等には、令和3年度分の一定の保険料を減免することができるようにするため。</p>																														

<p>令和 4. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 7.13 を 100 分の 7.16 に改定 均等割額 38,800 円を 42,100 円に改定 限度額 630,000 円を 650,000 円に改定</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割料率 100 分の 2.41 を 100 分の 2.28 に改定 均等割額 12,900 円で前年度と同 限度額 190,000 円を 200,000 円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 2.20 で前年度と同 均等割額 17,000 円を 16,600 円に改定 限度額 170,000 円で前年度と同</p> <p>2 未就学児の被保険者均等割額の軽減（追加） 世帯に未就学児である被保険者がある場合に、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額のうち、未就学児である被保険者につき算定した被保険者均等割額を減額することに伴う規定の追加。</p> <p>3 結核医療給付金の支給対象者に係る規定の改定 民法が改正され、成年年齢が 20 歳から 18 歳に改められたことに伴い、結核医療給付金の支給対象者に係る規定を改めた。</p>
<p>令和 4. 4</p>	<p>条例の一部改正（4.21 施行）</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に係る令和 4 年度分保険料の減免の特例について 新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等には、令和 4 年度分の一定の保険料を減免することができるようにするため。</p>



# 令和3年度事業年報



様式 1 3

国民健康保険事業状況報告書（事業年報） A 表  
（令和 3 年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1   3   -   0   1   5

事業開始年月日	昭和30年 4月 1日
---------	-------------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	420,000円	70,000円	999,999,999,999円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	85,881					
被保険者数	総数	113,141	2,309	34,552	17,394	3,637
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	113,141	2,309	34,552	17,394	3,637

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	87,584					
被保険者数	総数	116,015	2,270	35,659	17,949	3,734
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	116,015	2,270	35,659	17,949	3,734

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	42,151	42,873
介護保険第2号世帯数	37,450	38,051

	年度平均
標準負担額の減額状況	1,954

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	0	0
特定継続世帯数	0	0

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	100

被保険者 増減内訳	本年度中増	転入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
		8,540	3,988	16,346	118	332	3	792	26,131
	本年度中減	転出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
		9,414	4,284	14,477	407	586	4,015	1,626	30,525

本年度末現在 事務職員数	専任	兼任	計
	41	1	42

一部負担割合	法定割合	その他
	1	0

備考	作成者 氏名	印
----	-----------	---

様式14 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表(1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

収 入				支 出				
科 目	収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目	支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	
	円	円	円		円	円	円	
保険料入税V	一般被保険者分			総務費	療養給付費			
	医療給付費分	10,260,361,089			療養給付費	1,090,143,866		
	後期高齢者支援金分	3,380,241,833	3,380,241,833		療養費	27,130,643,962		
	介護納付金分	1,443,114,685			小計	378,201,154		
	一般被保険者分計	15,083,717,607	3,380,241,833		高額療養費	27,508,845,116		
	退職被保険者分				高額介護合算療養費	3,674,629,668		
	医療給付費分	203,902			移送費	7,374,030		
	後期高齢者支援金分	59,430	59,430		出産育児諸費	0		
	介護納付金分	50,553			葬祭諸費	140,786,380		
	退職被保険者等分計	313,885	59,430		育児諸費	31,990,000		
計	15,084,031,492	3,380,301,263	その他	0				
国庫支出金	132,872,000		一般被保険者分計	31,422,685,437				
都道府県支出金			退職被保険者等分	療養給付費	69,937			
保険給付費等交付金(普通交付金)	31,662,716,625		療養費	0				
保険者努力支援分	183,852,000		小計	69,937				
特別調整交付金分	234,516,000		高額療養費	0				
都道府県繰入金(2号分)	244,108,000		高額介護合算療養費	0				
特定健康診査等負担金	132,268,000		移送費	0				
保険給付費等交付金(特別交付金)計	794,744,000		退職被保険者等分計	69,937				
財政安定化基金交付金	0		審査支払手数料	73,581,483				
その他	0		計	31,496,336,857				
計	32,457,460,625		国民健康保険事業費納付金	医療給付費分				
連合会支出金	0		療養給付費	12,169,238,724				
一般会計繰入金			退職被保険者等分	0				
保険基盤安定(保険税軽減分)	1,502,143,100	340,742,160	医療給付費分計	12,169,238,724				
保険基盤安定(保険者支援分)	997,088,525	226,129,099	一般被保険者分	4,249,760,415	4,249,760,415			
職員給与費等	1,090,144,483		退職被保険者等分	0	0			
出産育児一時金等	93,857,587		後期高齢者支援金等分計	4,249,760,415	4,249,760,415			
財政安定化支援事業	0		介護納付金分	1,911,253,436		1,911,253,436		
その他	546,618,930		計	18,330,252,575	4,249,760,415	1,911,253,436		
計	4,229,852,625	566,871,259	252,390,947	財政安定化基金拠出金	0			
直診勘定繰入金	0			保健事業費	32,533,553			
その他の収入	96,867,465			特定健康診査等事業費	447,258,144			
				健康管理センター事業費	0			
				計	479,791,697			
				保険給付費等交付金償還金	401,919,367			
				直診勘定繰出金	0			
				その他の支出	162,558,006	0	0	
小計(単年度収入) A	52,001,084,207	3,947,172,522	1,695,556,185	小計(単年度支出) B	51,961,002,368	4,249,760,415	1,911,253,436	
				単年度収支差(A-B)	40,081,839	-302,587,893	-215,697,251	

基金繰入金 C	0
繰越金 D	1,160,709,199
市町村債 E	0
うち財政安定化基金貸付金	0
収入合計 (A+C+D+E)	53,161,793,406

基金積立金 F	0
前年度繰上充用金 G	0
公債費 H	0
うち財政安定化基金償還金	0
支出合計 (B+F+G+H)	51,961,002,368
収支差引残(収入合計-支出合計)	1,200,791,038
うち次年度への繰越金 I	1,200,791,038
うち基金積立金 J	0

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	0	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	0		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	0		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
基金保有額 a	0	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	1,200,791,038	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の資産 d	0	その他の負債 g	0
資産合計 (a+b+c+d)	1,200,791,038	負債合計 (e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	1,200,791,038

備考 作成者氏名 印

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(続)(市町村)  
(令和3年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

○経理状況

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	15,634,420,947	14,235,396,091	48,091,361	2,815,198	1,396,209,658	35,130,087
	滞納繰越分	2,796,559,811	797,230,367	2,999,788	1,123,001,156	876,328,288	39,508,664
	計	18,430,980,758	15,032,626,458	51,091,149	1,125,816,354	2,272,537,946	74,638,751

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
一般被保険者分	療養給付費	計	27,062,671,978	27,130,643,962	62,144,233	5,827,751	0
		現年度分(再掲)	27,062,671,978	27,130,643,962	62,144,233	5,827,751	0
	療養費	計	377,342,182	378,201,154	680,772	178,200	0
		現年度分(再掲)	377,342,182	378,201,154	680,772	178,200	0
	高額療養費		3,662,042,421	3,674,629,668	11,896,777	690,470	0
	高額介護合算療養費		7,374,030	7,374,030	0	0	0
	移送費		0	0	0	0	0
	その他の保険給付費		231,335,851	231,836,623	423,515	365,679	288,422

4. 市町村標準保険料(税)率

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
6.80	0.00	39,991	0

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.68	0.00	15,382	0

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.85	0.00	20,764	0

5. 備考

収 納 率		
現年分	滞納繰越分	計
91.26%	28.92%	81.89%
備考		作成者 氏名 印

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 10
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 14,699,786	千円 1,001,575	千円 138,198	千円 20,728	千円 2,614,356	1増・(2)減	千円 313,356	千円 10,611,573		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 10,097,214	千円 0	千円 4,602,572	千円 0	% 7.13	% 0.00	円 38,800	円 0		
68.69%	0.00%	31.31%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 141,615,908	千円 0	89,288	36,012	1,294	563	2,613	118,623	千円 630	
所得割の 算定基礎	(1) 課税総所得金額 (基礎控除)		(2) 課税総所得金額 (各種控除)		(3) 市町村民税の所得割額		(4) 市町村民税額等		(5) その他
資産割の 算定基礎	(1) 固定資産税額等		(2) 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				(3) その他		

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

様式 14-3

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）

（令和 3年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1)	(2)	保険料(税)	(1)	(2)	(3)	(4)	保険料(税) 徴収回数	回 10
	料	税	賦課方式	4方式	3方式	2方式	その他		
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額		
千円 4,978,767	千円 340,742	千円 46,756	千円 6,986	千円 950,087	1増・(2)減	千円 108,163	千円 3,526,033		
保険料(税)算定額内訳				料(税)率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 3,412,943	千円 0	千円 1,565,824	千円 0	% 2.41	% 0.00	円 13,200	円 0		
68.55%	0.00%	31.45%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 141,615,908	千円 0	89,288	36,012	1,294	563	3,156	118,623	千円 190	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

備考	作成者	
	氏名	印

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	③ 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 10
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 2,056,376	千円 159,826	千円 25,407	千円 267	千円 363,314	1増・②減	千円 10,747	千円 1,496,815		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,318,083	千円 0	千円 738,293	千円 0	% 2.20	% 0.00	円 17,000	円 0		
64.10%	0.00%	35.90%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 59,912,861	千円 0	38,498	14,896	737	22	1,561	43,429	千円 170	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

備考	作成者 氏名	印
----	-----------	---



様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）  
（令和 3 年度）

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1   3   -   0   1   5

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1,766,379	37,201,015,147	27,062,599,678	8,858,265,254	1,280,150,215
食事療養・生活療養（再掲）	17,898	463,369,120	227,272,457	225,106,073	10,990,590
食事療養・生活療養	29		72,300	-72,300	0
診療費	1,728	23,467,130	16,878,854	6,588,276	0
補装具	1,000	41,803,712	30,637,337	10,179,659	986,716
柔道整復師	49,743	365,911,494	263,573,761	99,891,093	2,446,640
アンマ・マッサージ	1,818	60,334,710	44,069,470	16,265,240	0
ハリ・キウウ	2,347	30,553,900	22,122,831	8,431,069	0
その他	1	85,614	59,929	25,685	0
小計	56,637	522,156,560	377,342,182	141,381,022	3,433,356
海外療養費（再掲）	21	641,728	456,139	185,589	0
移送費	0	0	0	0	0
計	1,823,045	37,723,171,707	27,440,014,160	8,999,573,976	1,283,583,571

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	858,199	19,446,775,541	14,628,466,706	4,541,297,584	277,011,251
食事療養・生活療養（再掲）	9,532	234,938,859	109,242,675	123,499,584	2,196,600
食事療養・生活療養	4		8,100	-8,100	0
療養費	19,997	208,586,571	157,499,844	51,086,727	0
海外療養費（再掲）	6	64,242	51,393	12,849	0
移送費	0	0	0	0	0
計	878,200	19,655,362,112	14,785,974,650	4,592,376,211	277,011,251

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	457,849	10,846,449,678	8,632,230,780	2,107,571,273	106,647,625
食事療養・生活療養（再掲）	5,574	142,703,386	69,201,180	72,270,626	1,231,580
食事療養・生活療養	4		8,100	-8,100	0
療養費	10,863	115,942,469	92,649,994	23,292,475	0
海外療養費（再掲）	6	64,242	51,393	12,849	0
移送費	0	0	0	0	0
計	468,716	10,962,392,147	8,724,888,874	2,130,855,648	106,647,625

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	98,090	2,174,902,254	1,514,255,599	637,215,116	23,431,539
食事療養・生活療養（再掲）	1,009	20,806,514	6,057,314	14,439,590	309,610
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	1,930	20,240,407	14,168,068	6,072,339	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	100,020	2,195,142,661	1,528,423,667	643,287,455	23,431,539

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	35,895	484,710,504	386,314,852	19,061,444	79,334,208
食事療養（再掲）	294	2,831,174	811,394	1,460,150	559,630
食事療養	0		0	0	0
療養費	94	2,239,356	1,771,242	216,115	251,999
海外療養費（再掲）	1	5,080	4,064	1,016	0
移送費	0	0	0	0	0
計	35,989	486,949,860	388,086,094	19,277,559	79,586,207

備考		作成者	
		氏名	印

様式 15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）  
（令和 3年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分				他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			
総 数	件 数	3,001	25,292	3,969	7,165	7,030	9,707	7,880	64,044	30,350
	高額療養費(円)	104,660,049	283,813,255	401,323,824	530,967,885	1,004,989,642	338,655,209	997,632,557	3,662,042,421	2,934,961,545
(再掲) 前期 高齢者分	件 数	1,950	24,304	1,713	4,457	4,281	7,496	4,164	48,365	
	高額療養費(円)	55,421,953	242,932,048	177,290,172	216,962,151	567,464,722	239,232,669	472,797,303	1,972,101,018	
(再掲) 70歳以上 一般分	件 数	796	21,808	385	1,861	2,698	6,777	2,993	37,318	
	高額療養費(円)	8,771,614	167,851,404	28,166,362	102,309,248	286,710,763	192,871,250	243,380,970	1,030,061,611	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	516	288	243	165	256	108	221	1,797	
	高額療養費(円)	20,994,655	24,436,660	31,664,966	15,495,071	51,439,598	11,121,639	46,187,388	201,339,977	
(再掲) 未就学児分	件 数	2	133	0	36	38	102	78	389	
	高額療養費(円)	7,704	2,626,712	0	413,629	4,448,676	1,389,986	10,932,678	19,819,385	
長期高額特定疾病該当者数									313 人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数 (件)	244
給付額 (円)	7,374,030

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数 (件)	333	458	132	0	39,850	40,773
給付額 (円)	139,880,110	32,060,000	11,307,900	0	47,713,039	230,961,049

備 考		作成者 氏 名		印
-----	--	------------	--	---

様式 15-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）  
（令和 3年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	18,812 <sup>件</sup>	267,470 <sup>日</sup>	11,848,499,319 <sup>円</sup>
	入院外	885,109	1,334,370	14,271,072,443
	歯科	239,346	400,837	3,055,295,583
	小計	1,143,267	2,002,677	29,174,867,345
	調剤	614,793 (	723,850 枚)	6,971,358,492
	食事療養・生活療養	( 17,898 ) (	700,299 回)	463,369,120
	訪問看護	8,319	56,883	591,420,190
合計	1,766,379	2,059,560	37,201,015,147	

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	9,945 <sup>件</sup>	137,696 <sup>日</sup>	6,719,803,745 <sup>円</sup>
	入院外	434,859	679,691	7,428,394,694
	歯科	104,804	175,775	1,309,773,100
	小計	549,608	993,162	15,457,971,539
	調剤	306,108 (	357,790 枚)	3,545,204,263
	食事療養・生活療養	( 9,532 ) (	351,304 回)	234,938,859
	訪問看護	2,483	19,196	208,660,880
合計	858,199	1,012,358	19,446,775,541	

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	5,803 <sup>件</sup>	82,723 <sup>日</sup>	3,894,491,265 <sup>円</sup>
	入院外	231,997	368,746	4,066,841,544
	歯科	53,605	90,256	678,825,690
	小計	291,405	541,725	8,640,158,499
	調剤	165,193 (	193,991 枚)	1,954,148,163
	食事療養・生活療養	( 5,574 ) (	213,106 回)	142,703,386
	訪問看護	1,251	9,866	109,439,630
合計	457,849	551,591	10,846,449,678	

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	1,054 <sup>件</sup>	12,908 <sup>日</sup>	749,534,630 <sup>円</sup>
	入院外	50,322	75,907	839,245,700
	歯科	11,853	19,700	144,336,830
	小計	63,229	108,515	1,733,117,160
	調剤	34,653 (	40,156 枚)	406,890,520
	食事療養・生活療養	( 1,009 ) (	31,027 回)	20,806,514
	訪問看護	208	1,330	14,088,060
合計	98,090	109,845	2,174,902,254	

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	345 <sup>件</sup>	2,291 <sup>日</sup>	163,783,350 <sup>円</sup>
	入院外	18,663	26,816	206,865,140
	歯科	2,898	3,562	30,393,530
	小計	21,906	32,669	401,042,020
	調剤	13,801 (	17,591 枚)	66,364,270
	食事療養	( 294 ) (	4,417 回)	2,831,174
	訪問看護	188	1,021	14,473,040
合計	35,895	33,690	484,710,504	

備考	作成者	
	氏名	印

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和 3年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

○一般状況

		本年度末現在	
世帯数	単独世帯	0	(再掲) 未就学児
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
計		0	0

		年度平均	
世帯数	単独世帯	0	(再掲) 未就学児
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
計		0	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収入		支出	
科目	収入額 (円)	科目	支出額 (円)
保険料 (税) 医療給付費分	203,902	医療給付費	療養給付費 69,937
保険給付費等交付金 (普通交付金)	126,714		療養費 0
その他の収入	10,570		小計 69,937
合計	341,186		高額療養費 0
			高額介護合算療養費 0
			移送費 0
			計 69,937
			国民健康保険事業費納付金 (医療給付費分) 0
			その他の支出 0
			前年度繰上充用金 0
		合計 69,937	

2. 保険料 (税) 収納状況

	調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	82,531,825	313,885	0	417,240	81,800,700	0
計	82,531,825	313,885	0	417,240	81,800,700	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	49,749	69,937	10,360	9,828	0
	現年度分 (再掲)	49,749	69,937	10,360	9,828	0
療養費	計	0	0	0	0	0
	現年度分 (再掲)	0	0	0	0	0
高額療養費		-210	0	210	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

4. 備考

収納率	現年分	滞納繰越分	計
	0.00%	0.38%	0.38%

備考	作成者氏名	印
----	-------	---

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和 3年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-------------	------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1増・2減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳							
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0				
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0

備考		作成者	
		氏名	印

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和 3年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1増・2減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳							
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0				
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0

備考		作成者	
		氏名	印

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 3年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件	円	円	円	円
	3	71,070	49,749	1,404	19,917
療養費等					
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
診療費	0	0	0	0	0
補装具	0	0	0	0	0
柔道整復師	0	0	0	0	0
アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
ハリ・キウウ	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	3	71,070	49,749	1,404	19,917

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件	円	円	円	円
	0	0	0	0	0
療養費等					
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	-210	0	-210	-210
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	
長期高額特定疾病該当者数								0人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

備考		作成者 氏名		印
----	--	-----------	--	---

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 3年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		退職被保険者分			被扶養者分						
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額				
診療費	入院	0	0	-700	0	0	0				
	入院外	-3	-5	-22,110	2	2	6,210				
	歯科	3	4	21,620	0	0	0				
	小計	0	-1	-1,190	2	2	6,210				
	調剤	-1 (	-1 枚)	-6,370	2 (	2 枚)	72,420				
	食事療養	(	0)	(	0回)	0	(	0)	(	0回)	0
	訪問看護	0	0	0	0	0	0				
	合計	-1	-1	-7,560	4	2	78,630				

(2) 未就学児分再掲

		被扶養者分				
		件数	日数	費用額		
診療費	入院	0	0	0		
	入院外	0	0	0		
	歯科	0	0	0		
	小計	0	0	0		
	調剤	0	(	0 枚)	0	
	食事療養	(	0)	(	0回)	0
	訪問看護	0	0	0		
	合計	0	0	0		

備考		作成者	
		氏名	印



# すぎなみの国保

令和4年度版  
令和4年11月発行

登録印刷物番号

04-0052

編集・発行 杉並区保健福祉部国保年金課  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号  
電話 (03) 3312-2111 (代表)

